

令和5年色麻町議会定例会9月会議録(第2号)

令和5年9月8日(金曜日)午前10時01分開議

出席議員 12名

1番	大内直子君	3番	相原和洋君
4番	白井幸吉君	5番	河野諭君
6番	小川一男君	7番	佐藤貞善君
8番	工藤昭憲君	9番	今野公勇君
10番	天野秀実君	11番	山田康雄君
12番	福田弘君	13番	中山哲君

欠席議員 2番 佐藤忍君

欠員 なし

会議録署名議員

10番	天野秀実君	11番	山田康雄君
12番	福田弘君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長兼清水保育	今野稔君

所長	
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	今 野 和 則 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第2号

日程第1 会議録署名議員の使命
日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

午前10時01分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、10番天野秀実議員、11番山田康雄議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、4番白井幸吉議員の一般質問を継続いたします。4番白井幸吉議員。

〔4番 白井幸吉君 登壇〕

○4番（白井幸吉君） おはようございます。昨日に引き続きですね、一般質問をさせていただきたいと思います。

昨日はですね、農業法人組織の推進に対する具体的な取組というところですね、時間が来ました。最後にこの件ですね、1つ提案といいますか、今、色麻町集落営農組合連絡協議会というのがございましてですね、連絡を密にして生産技術とか、経営改善とか、そういうものをですね、図りながらですね、所得向上を図るといような目的で協議会がつくられております。昨日も回答の中でですね、現在農業法人組織、15組織があるということです。そのうち集落営農組合から法人化した組織が8組合ありますよということでありまして、その法人化された団体さんは、その集落営農組合の連絡協議会から当然外れるわけですが、8組織もできましたんで、やっば改めてですね、情報交換とか、そういう経営とか、作付とかいろんな勉強会とかですね、そういうものをする組織を立ち上げてはいかがかなと提案するものですが、いかがでしょうか。協議会、協議会。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 昨日の引き続きになりますけれども、今言われていることについては、理解はしております。昨日もちょっと言いかけましたが、言いましたが、こちらから働きかけはしたいということでありまして、そのことによって勉強会なりなんなりが立ち上がるような状況をつくれれば、それは大変結構ですし、一番ただ大事なものは、その組合なら組合の中でですね、将来をどのように持っていくかということ、まず真剣に捉えるということが大事だと思います。そういう中で今のようなことについても、町として勉強会なりなんなりについてはやぶさかではございませんので、こちらから話を持ちかけたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その勉強会もね、大事なんです、そのやはり法人のですね、経営ですね、いろいろ組織によってまちまちだと思います。そういう経営をですね、こちらの法人はこのようにやっている、こっちはこのようにやっているという自分たちに合ったですね、経営の仕方とかやっていると思うんですけども、やはりいろんな組織の経営状況を勉強するという、そういう情報交換というその連絡協議会ですね、

それをつくってはいかがかということなんです。もう一度お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 多分つくれると思いますので、ちょっと検討さしてください。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） よろしくお願いします。

次にですね、地域コミュニティの再生と推進についてどう進める考えなのかということをお聞きしておりますが、これは町長の肝煎りでですね、令和2年度から始まった事業であります。コロナウイルスの影響でですね、なかなかこの事業、財源とする地域の事業が多くはなかったという状況であります。まずもってこれまでの実績をですね、お聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず考えでありますけれども、やはり田舎のよさという最たるものが連帯意識だと思うんですね。それで特にこの3年間、このコロナ感染症ということが出てから、それぞれ連帯的な集まりができなくなったということをもあって、それが尾を引くようなことではいかなものかというふうに思っておりますので、そういうことで、やはり本当のこの地域のよさ、田舎のよさというものをしっかり組み立てて連帯意識を、これを持ってほしいという思いですね。

それで、この実績関係でありますけれども、事業内容、実績関係については、今担当、公民館長をしておりますので、公民館長のほうから申し上げたいと思います。

○議長（中山 哲君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

これまでの実績でございますが、コロナ禍という状況にはございましたけれども、令和2年度において3地区、令和3年度1地区、令和4年度5地区、令和5年度におきましては、8月末現在で2地区の利用がございました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） このコミュニティ推進事業補助金交付要綱というのがございましてですね、その対象事業は活力ある地域づくり振興に関する事業ということでありますが、これまで申請があったものについて、その趣旨に合致しなかったとか、そういうものがあつたものかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

まず、このコミュニティ推進事業補助金の交付要綱の第2条にも規定しているんですけども、事業としてはですね、1つにはスポーツ振興に関する事業、これは各地区での運動会やスポーツ大会が該当いたします。2つ目にはですね、活力ある地域づくり振

興に関する事業ということで、こちらは地区でのお祭りなどのイベントなどが該当いたします。3番目には芸術文化振興に関する事業、4番目には自然生活環境に関する事業、5番目には防犯・防災に関する事業、この5つの事業としておりますが、これまでの実績とした上でですが、この中で該当しなかったというようなケースはございませんでした。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 該当全部したということですね。はい。

その交付要綱の中に別表というものがあまして、該当するものですね、報償費、消耗品、印刷製本、光熱水、役務費、あと使用料、賃借料、原材料とかってありますが、この項目の中で使い勝手があまりよくないというような話も伺っています。例えばですね、その事業後の懇親会とかあるんですけども、この中にお茶とかは、この多分対象経費には入ってないと思うんですよね、この別表の中にはね。こういうものも、使い勝手がよくするというのも今後ですね、この事業を利用してもらうためにもう少し検討してはいかがなものかなということなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私のところにも使い勝手が悪いよという話は届いております。です。今白井議員のほうから言われたように、目的が飲食じゃなければですけどもね、あくまでもさっき言ったような行事、事業、そういうものを目的として、終わってからの懇親会、反省会、慰労会いろいろあると、必ずやると思うんですけども、そういうものにも活用できるように考えてはどうかということなんですけれども、考えたいと思います。それで、もう少し整理をして考えたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 人口が減ってきてですね、あと、地区の方々ともなかなか会う機会がないと。そういう事業を通して地域コミュニティーを進めるというのは非常に大事なことだと思いますんで、やっぱ使い勝手がよくなるようなね、いろいろ検討していただいて、あと、上限などを設けるとかね、いろいろあると思いますんで、その辺もですね、検討をするよう望みますんで。

次にですね、⑤としまして、新聞報道でですね、視聴覚ホールの整備を行いたいとの報道がありましたが、また、その際ですね、災害時に避難施設として活用できる施設ということの報道でしたが、突然降って湧いたような話ということで私もびっくりしたんですが、なぜこのような箱物をですね、考える、造るということになったのかについてまず伺いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 内容については、昨日申し上げたとおりの内容ということではありますけれども、実際はまだ白紙ということではありますけど、まず私の考えるところで、その考えが果たしてこの補助要件に合うかどうか、ちょっとまだそれも分かりませんけ

れども、まず、本町のいろいろな人口形態が年々世代交代としていく中で、自衛隊の演習場、いわゆる自衛隊そのものに対する捉え方、考え方がこれまでとは若干違ってくる可能性もあるなど思っているんです。そういう意味で、まず自衛隊そのものについての演習なり、関わりということについて、町民の皆さんにも理解してもらおうということでの自衛隊との関わりのための施設、そういう多目的の、言いましたけれども、そういうものにも利用する。

それから万が一被害が出る場合の、その場合に使えるようなものと。ですから、あくまでもこれは、今はまだ白紙という中での自分の考えだけですので、そのようになるかなんないかはまた別としてですね、椅子は移動式にしたいと思ってるんですよ。今言ったような目的にも使えるものというふうにすると。ですから、自衛隊との交流あるいは今言った万が一の場合の避難場所、そういういろいろな目的を持ったものということで、それをお願いをしようかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今、町長のほうからですね、演習場と自衛隊との関わりのための施設ということでありましてけれども、避難施設を踏まえた視聴覚ホールとの、その関わりのための施設との整合性ですね、これはどのようなことでそのようになるのか。もしその整合性があるとすればお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 自衛隊の活動については、音楽隊の活動なりなんなりもあるわけですがけれども、できればそういう音楽隊の活動も数多く町民の皆さんに目に触れてほしいと、そういう中で自衛隊の活動も理解してほしいということがまず1つですね。

それから昨日もちょっと言ったんですけれども、実は花川は、もうダムはほとんど利用しないから、貯水する、要してないから、一旦水が出れば一気に出てくるということがあるんですね。それで、ちょっと遊水地ということでのお願いはしておりますけれども、なかなかじゃあ場所どこだということになると、これもちょっとまだ今のところは棚に上がっておりますので、そういうことも踏まえて万が一ということを、あくまでも万が一ですけれども、そういう場合も想定をしながら避難場所にも使えるということ想定をして、ですので、移動式の椅子を考慮しているということです。そういうことでの内容で採択要件に合うかどうかということになりますので、これが採択されないとなかなか前に進めないんですけれども、今のところそういうことでの考えで何とかこの視聴覚ホールを、それからさらには、これは文化関係に当然使えるものですので、子供たちはもちろん、それから社会教育関係の文化活動にも十分これは活用できて、ますます励みになるというふうに期待を込めながらそういう施設を考えたいというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その自衛隊の音楽隊の活動とかね、そういうのはぜひ町民の方に

もですね、聴いていただければいいのかなと思います。

今、町長が言った、ダムに土砂が堆積して貯水量としてはゼロというのは、私も現職時代から当然分かってますし、そのことによって何と申しますか、降った雨がすぐに流れてそういう被害が出ますよと。そのために遊水地を希望しているのだが、演習場の中では無理ですよという話ですね。今、町長が採択要件って申しましたが、要するにこれは自衛隊の演習場との関わりの採択条件なんですか。お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） あくまでも自衛隊との関わりということになります。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 自衛隊との関わり、要するに演習をしたそういう荒廃とかいろいろありますよね。荒廃というのは要するに荒れるということですね。そういうことでの何て申しますか、障害のための採択ではない。自衛隊との単純な関わりということですか。その辺どのような採択の要件があるか分かりませんが、そうした場合において、要はあれですよ、演習場であれ、自衛隊であれ、防衛との関わりですからね。そうしたところよっての採択要件だと。相当ハードル的には高いような気がしますけども、そういうしっかりした事業目的が一番でありますんで、その辺をしっかりとですね、整理をして、そういう多目的の視聴覚ホールというものを、必要性も含めて町民の方にしっかりと説明するべきだと思います。場所、財源、費用、規模等は今白紙だということでございますが、その財源的なものはその採択要件になれば防衛予算なのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） あくまでも防衛のほうにお願いしようというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 防衛予算ですね、そうすれば。

昨日もいろいろ町の既存の建物のね、いろんな今後の修繕がかかりますよというような話も出ましたが、そうしたことによってその視聴覚ホールの財源、防衛から幾らというのがパーセント的には分かりませんが、今後建物に対していろいろ金が必要になってきますといった場合に、その財政も含めてですね、本当に必要なものなのか、やっぱこれは一度整理して考えるべきではないのかと思いますが、その財政状況との関わりと今回の視聴覚ホールの整備、どう考えていますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） しっかりした見通しをまだつけたわけでもないし、どの程度の補助率のものであるかということについても決定を受けているわけではありませんので、具体的なことは申し上げられませんけれども、現状の町の状況からして何とかなるなという、自分なりの見方をしております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 何とかなるまではなかなかですね、見通し的には甘いところがあるんじゃないかなと思います。昨日ちょっと私気になった点がありましてですね、この視聴覚ホール的一般質問の中で、町長の回答で準備をしてあげたいというような言い方をしてました。造ってあげたいとかね。これ誰かが欲しいと言ったんですか。あげたいと言ってますよ、町長が。どうなんですか。ちょっと揚げ足取って申し訳ないのですが。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これはいろいろ考え方があると思いますけれども、前からこういう施設があるとなという話は度々出ておりました。そのために、その人のために造るという意味ではありませんけれども、町の在り方としてこういう施設も社会教育の分野、あるいは子供たちの学校教育の分野含めて大変有効に活用できるものだというふうに私なりに判断をしておりますので、そういう意味であります。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その計画を必要性も含めてしっかりと検討していただくと、町の財政状況も含めてですね、時間はありますから、じっくりと考えてもらいたいと思います。

次にですね、認定こども園の開園後にですね、両保育所の土地、建物の活用はどうするのかということをお聞きしておりますが、有効利用を当然すべきと考えていますが、どのような考えを持っていますか。また、解体するののかも含めてね、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 当然、今建設中の認定こども園が開園すれば、両保育所、色麻保育所、清水保育所は必要なくなるということになります。それで、まだはっきりさせておるわけではありませんけれども、検討の課題ではありますけれども、どの議会かでの大内議員でしたでしょうか、質問もあったような気がしますけれども、この保育所関係について、仮に民間の業者あるいは各種団体などから使用したい旨の要望あるいは申請があるという場合は、それは考えてもいいのではないかというふうに思っております。なければ解体というふうになるかと思えます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今後、民間事業者とか、そういう各団体からの使用について要望があった場合は考えますよということですね。そうでなければ、そういうものがなければ解体すると。例えばですね、解体するとなるとですね、色麻保育所で鉄筋コンクリートで約3,000平米をちょっと超えるようですね。あと、清水保育所では4,500平米の面積があると。解体後、そういう土地が出てくるとすれば、町長が今年から大村分校の跡地の分譲の計画があるという中で、大村分校は5,600ほどの面積になるんですけども、区画数はこれからでしょうけども、色麻保育所、清水保育所、場所的にもね、結構いい場所だと思います。そういう3,000を超す面積と、あと4,500の面積があるんですが、そういう解体後に更地になった場合、まだ考えてないと言えればそれまでなんですが、何かそうした場合の活用方法は現在考えていますでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） あくまでも今のところまだそこまでは行っていなくて、さっき申し上げたとおりでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 大事な町有地ですから、有効利用を図っていただくように、重要だと思えます。

次ですね、大きい2つ目のですね、令和6年度当初予算編成と財政計画ということで質問に入らせていただきますが、要するに町長は常々身の丈に合った行政運営を行うということを言っておりますが、今後ですね、6年度の予算編成に当たってそういう考えを予算にどう反映させる考えなのか、まず伺います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 白井幸吉議員の2つ目の質問でしょうか、令和6年度の当初予算編成に関係した質問であります。この身の丈に合った行政運営ということですが、まずもって令和6年度の当初予算に関係したことについては、この予算に関しては、まだ今のところ着手しているわけでもなくて、国の予算に関する概算要求が8月末に出そろい、これから各種制度等が議論されるということになります。現在、ですので、情報収集の段階でありますので、そういう中での身の丈に合った行政運営ということについてどういうことだと、こういうことだと思いますのでお答えを申し上げたいんですが、これは、ある意味では、財政的なことは今申し上げますけれども、1つは、自分なりの気持ちのことでもあるんですね。戒めることでもあると自分では思っているんです。それから一般的には、例えば皆さんの記憶にもあると思いますけれども、北海道の夕張市が財政破綻したというようなこともあって、健全化判断比率という指標が出ました。それで、それは実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、将来負担比率の4指標で構成されております。これらは地方債や基金に依存しない、歳入に対する歳出が過大でも過少でもない予算を執行することでできているかを問う、つまりこれを言い換えて身の丈に合っているかどうかと、こういうふうに表示することもできるというふうに思っております。分不相応な財政を行うということのないように戒めることではないかと、自分もそういう気持ちを持っているというふうに理解していただければいいと思います。

ちなみに当町の場合、この将来負担比率は令和元年度からずっと落ちてきてまして、昨年は76.3%ということで大分落ちてきております。本町の財政規模を見た場合は、地方債の残高が3,000万円程度増えますと将来負担比率が1%増加するということとなります。要するに本町の財政規模が30億円だということで、1%、3,000万円というふうになろうかと思えます。なお、危険水域と言われている早期健全化の基準は350%でありますので、これは、全国の地方公共団体にはここまで到達しているところはないわけですが、1つの指標としてこれからも注意をして運営をするというふうになろうかと思えます。

なお、いつも白井議員にはこの財調関係も注意深く指摘されますけれども、これも令和4年で9億7,500万円の財調がございますので、大体コロナ禍でもありましたこの3年間でも、少しずつ積んできたなというふうに思っておるところであります。

予算編成に対しては、今後やはり合理的な根拠に基づいた政策立案、これを慎重に判断をしなくちゃならないということは先ほど指摘されたとおりでありますので、十分身をもって判断をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その4つの指標をですね、常に数字を見ながら異常値が出ないような形で進めるということですね。いつもあるんですけども、慣例的な事業の継続もですね、ありますが、いわゆる事務事業の評価に基づいて慎重に見定めてることと思いますが、当然、見定めて行うことが必要だと思います。その事業の場合に、予算的な話にしますと補助金、また交付税措置されるもの、地方債が確実にあるもの、こういうものがですね、財源の少ない我が町にとってはですね、大事なことだと思いますが、今後その活用ですね、当然出てくるわけですが、先ほどの視聴覚ホール、昨日30億円というような話が出ましたけども、そういう補助金というような採択の話もありますが、将来負担比率ですね、3,000万円だと1%増えるということですけども、これだとそれこそ100倍になるんですよ、ですからね。これがそのまま将来負担比率の数字には反映されないと思いますが、そういうことも踏まえてですね、今後6年度の予算編成を先ほど言った補助金、交付税措置、地方債、その活用をですね、大いにやっていただくような予算措置が当然必要になってくると思いますが、その辺の考え方をお聞きします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

今、白井議員おっしゃいましたように、来年度の予算を編成するに当たっては、やっぱりまずその財源の確保というところが大前提となると思います。その上で補助金、交付税措置ですけども、いろんな事業をする場合は補助金だったり、交付税措置だったり、地方債の確実性、そういうところを見た上でしっかり判断することが必要だと思いますし、ただ単にですね、前例踏襲ではなくて、その辺もちゃんと科学的な根拠に基づいた上で事業をしっかり定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） そのとおりだと思います。

今後ですね、2つ目の各種事業の取捨選択の判断ということなんですが、多分予算編成時にね、そういうものは当然やられると思います。事業を執行して町民から評価の高いものについてはですね、やはりもっと工夫を加えてますます評価が上がるような事業にする必要があるのではないかと考えます。その辺の考え方として町長はどう考えますか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 今、白井議員おっしゃいましたように、ただ単に今までついで事業をそのまま継続するというのではなくてですね、社会情勢や補助制度、あと、町民のニーズといった様々な要素を事業ごとに個別に検討してまいりたいなというふうに思います。例えば公用車の買換えとか、既存施設の修繕、システムの改修といった、そういう目的も性質も異なる事業を比較する際にはですね、当町では、基本的には緊急性、必要性、財源の有無を基準としておりますので、その辺を見極めた上で編成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 財源が少ないところでですね、町民が求めているものは何かという把握は当然必要だと思います。先ほど言いましたけども、評価の高い事業といたしますか、町民が必要としている事業というのがあると思います。例えばですね、タクシーの助成事業とかあるんですが、これらは、今は免許返納者とか、80歳以上とか、そういう条件いろいろ様々あると思いますが、前に私提案した中で身体障害者手帳やですね、療育手帳の交付を受けている方も対象にしてはどうかということを質問しておりますが、その際はですね、今後その利用の仕方を見定めて対応しますということなんですが、その辺ですね、町長としてはその評価の高い事業という中で少しレベルアップしてですね、そういう方々も対象にするという考えをですね、持っているかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 身体障害者って一口に言いますけれども、これ大分差があるんですよ。手帳は持っていますけれども、大分差があるんですよ。ですから、身体障害者でも十分運転している方もたくさんおりますし、内容によりけりですので、必ずしも障害者の手帳があるからという考えはありません。ただ、今のままでいいかと言われれば、若干ちょっと考えを少し深めていって、はっきり今申し上げられませんが、現在よりは少しオーバーにですね、身体障害者というだけじゃなくて、それはそれとして、別として、別に考えは持っておるつもりであります。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 運転できないとかね、そういう移動する手段がないとか、その障害者によっても運転する人もいるということなんで、その辺をですね、整理していただいてですね、皆さんが交通手段確保できるような形で対応をお願いできればなど、その辺を検討してもらいたいと思います。

取捨選択の件はこの程度にしましてですね、最後3番目ですね、財政計画の作成についてですね、伺いますけれども、前には認定こども園が具体化した後に策定しましょう、作成しますというような話もありましたが、その後に、2度目にはですね、コロナに対応した財政集計後にですね、検討を重ねるというような回答がありましたが、現在の状況はですね、どのような内容で財政計画の作成を検討しているものなのかどうか伺いま

す。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

財政計画を作成しているかということですが、今現在では、まだ作成はしておりません。それです、前にも白井議員のほうからその財政計画についてというふうなお話がありました。それで先ほど認定こども園が落ち着いてからというふうなお話がありましたけども、確かに今認定こども園造っている最中でありまして、それに伴って来年度です、保育所、幼稚園の職員の皆さんが事務職になったりすること、その辺の人員の配置がまだ確定しなくて、分からなくて、その人件費の見込み、あるいは定年が65歳まで段階的に延長になるということ、その辺の見込みもなかなかつかめなかったということ、ここ二、三年はですね、財政計画の作成には着手はしておりませんでしたけども、確かに事業を進める上でその財政計画というのはやっぱりある程度必要なかなというふうに考えておりますので、その辺です、来年度からその辺の見直しを含めながら、また今度検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 定年延長とか職員のあれですよ、人数とかね、なかなか把握まだできないというふうなことでありますし、認定こども園の関係でもですね、職員の方々の異動とか、いろいろそういうものがあってなかなか大変だけれどもという話ですが、それはそれとしてまた別にですね、通常の何といいますか、コロナ後の歳入歳出を踏まえて、通常の財政計画をまずもって行っておいて、定年延長とかそういうものがあった場合に、それらを加えてまずつくってもいいのではないのかと思いますが、いかがでしょうか。常々、予算編成時には内部資料として財政シミュレーションをつくっているとのお返しが以前もありましたけども、それはそれとして、行政運営をする場合においてですね、町の指標、指針となる財政計画をまずもって、いろんな条件を加味しない中で通常の形をつくっておいてということではできないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

できないということではないと思いますが、つくらないということでもございません。ただですね、やっぱりコロナの関係だったりとか、まだ人件費が見えない段階でシミュレーションした場合の、財政計画を立てた場合のその精度というものが、皆様に御提示できるぐらいの精度でお示しできるかというところにちょっと不安を抱えておりますので、あまり大きな差になってしまうと、その数字だけが一人歩きしてしまったりされても大変ですので、やっぱりより精度を高めた財政計画を目指すには、ちょっとどうしたらいいかというところを今後検討していきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 公表するということがなくて、まずそういうことに着手しては

どうかということなんです。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 今後ですね、内部でしっかり検討していきたいと思います。
以上です。

○4番（白井幸吉君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（中山 哲君） 以上で、4番白井幸吉議員の一般質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

〔10番 天野秀実君 退場〕

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

本日の会議録署名議員であります。10番天野秀実議員がただいま早退いたしましたので、会議規則第117条では、会議録署名議員は2人と規定されておりますので、新たに12番福田 弘議員を会議録署名議員に指名いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、9番今野公勇議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。9番今野公勇議員。

〔9番 今野公勇君 登壇〕

○9番（今野公勇君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

まず、けさ農協に行ってますね、今年の概算金どれぐらいだったんだってもう出てましたので、まずお知らせしたいと思いますが、全農からの仮渡金が1万2,000円で、加美よつばでは500円の留保金を差し引いて1万1,500円というのが生産者に対する概算金だということになったそうです。

それから、一つ質問の前にですね、9月7日の農業新聞に載っていた、やむなく「ヤミ耕作」というようなことで、こういうようなことがありますよということで、まず一つ質問の前に前段としてお話をしておきます。

地域計画についてということで質問をしております。地域計画とはそもそも何なのか、まず詳細に説明をお願いいたします。また、策定する理由について、いつまで策定するのか、町の役割についてもお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、地域計画についてということでありますので、何なのかということをお私から申し上げ、その理由あるいはいつまで策定するか、町の役割ということについては、担当

課のほうから説明をさせたいと思います。

まず、地域計画でありますけれども、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化が見込まれる中で、生産の効率化やスマート農業の成長産業化に向けて分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置が必要となってまいります。そうした観点から地域の農業、農地の利用の将来の在り方を定めた人・農地プランを法定化をし、地域の将来の農業の在り方に加えて農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、10年後の農地を誰が耕作するのかを示した目標地図を合わせたもの、これが地域計画でございます。

それ以下の点については、担当課より説明を申し上げたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

地域計画をですね、策定する理由、策定期限、町の役割についてですね、御説明申し上げます。

地域計画がですね、法定化されたこともありますが、地域の農業を将来的に守っていくためにどのようにしていったらよいかを示す指針と言えるものであり、そのために担い手の育成や確保だったり、担い手の農地の集約化等について具体的に検討していくこととなります。このことは各地区共通の課題でありまして、地域計画の作成に当たって、地域で話し合いを進め、検討していくことが必要だと考えております。また、各種補助事業等において、採択の要件として、対象地域として地域計画の策定地域だったり、対象者として地域計画の目標地図に位置づけられたものとされている状況であることから、地域計画の策定は必要だと考えてございます。

改正後の農業経営基盤強化法において、地域計画の策定期限は改正法施行日である令和5年4月1日から起算して2年を経過するまでの間となっておりますので、令和7年3月31日となっております。

地域計画の策定主体は町でありまして、策定に当たっては、地域の話合いの場としての協議の場を設け、関係機関と連携しまして、地域の意向を取りまとめることとなります。この地域の話合いの場という協議の場につきましては、色麻町農業再生協議会の会員の方を主として町全体における協議の場を設置いたしまして、各地区において目標地図の作成を中心として検討していただき、それを集約化したものを町全域を対象とした地域計画として作成したいと考えてございます。各地区での進め方については、今月5日にですね、区長、実行組合長、集落営農組合長等を対象とした説明会を開催したところでございます。今後アンケート調査を実施し、その結果を地図に落とし込み、各地区での検討の参考資料として提示する予定としてございます。また、秋の収穫作業の終了後に各地区で検討が始まると思いますので、その時期に合わせて改めて進め方等についての研修会を開催したいと考えております。それ以降も各地区への情報提供や地区間での情報交換、関係機関との情報共有等を行うために、定期的に研修会を開催したいと考えてございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 人・農地プランから法定化されたので、各種補助事業なんかを受けるために地域計画が必要になってくると。町全体を対象として地域計画を立てるんだと。6年度中ということにするということになるんだろうと思います。人・農地プランは大体10年前に策定されました。平成25年にまず各地区でプランを立ち上げて、その後、1年後ですかね、町全体で人・農地プランということでやりましたが、最初から市や町でね、登米なんかは市全体で農地プランをつくるということで始まったようでした。その当時、人・農地プランの前にですね、集落営農組合をつくるというときにですね、それも15年ぐらい前になりますけれどもね、そのときにも品目横断的経営安定対策ということで、こういうふうにしなければ国からの補助金はもらえなくなりますよということでの集落営農組合がつくられた。そのときは、その対策に乗れるのは20町歩以上の法人、4町歩以上の認定農業者、それから集落営農組合ということだったんですが、その集落営農組合、当初、枝番方式は駄目ですよというような内容だったと思います。その後いろいろな交渉があったんだろうと思いますが、その枝番方式というのがなくなって、枝番方式でもいいですよという形で集落営農組合が組織されました。そして、その集落営農組合に組織されるときにこういったことがあったんですよ。大豆を作っていた方々が、それまでの権利がいろいろあるんですよ。それを集落営農に全部譲渡する、自分の権利を放棄するということになりますかね。そういうことで、いや、それは駄目だということで認定農業者がそのときに増えた。その当時までは50人か60人ぐらいだったですよ。それが100人ぐらいにどんと増えた。そして、集落営農組合をつくらないところ、あるいは集落営農から外れて認定農業者になってやっているということになった人たちがいました。それが15年前。その後、5年後に人・農地プランということで、集落営農組合の中で、その中での担い手ということで始まってですね、いずれ集落営農組合は法人化しようということでの始まりだったんですが、なかなかそれが進むところと進まないところ、進めるところと進まないところ、これね、タイミングがあるんですよ。そのうち農地中間管理機構が出てきて、出し手には幾ら出しますよ、農業を放棄した方にはこれぐらいあげますよという形で出てきたんですが、それにぼんと乗れる方はよかったです。乗れば当然、設備投資もできますよね。それがなかなかできないままで来ている方々が、さあ、ここに来て地域計画、しかも10年後、人・農地プランも10年後を見据えてんですけども、国は10年後を見据えるのが好きなようなんですが、さて、本当にこの10年後の地図を町長、描けると思いますか。今の感想を。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この農地計画については、描くか、描けないかは別としても、必ず描かざるを得ないということなんだと思うんですね。10年後、いわゆる後継者を、あるいは単純に言えば、農地を誰が耕すかということですので、確かに今の段階で特定するのは大変難しいというのはそのとおりです。10年後を描けるかと言われれば大変難しいんですけども、描かなくちゃならないという状況が来たというふうに捉えますので、

これは何とか知恵を絞って考えてほしいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 確かに町長のおっしゃるとおりですね。ただ、この間も私も地域計画の説明会に行ってますね、隣の人たちと談笑しながらやってたんですが、10年後、おら80だどわ、その中で一番若えのがいたから、だからみんなお前さ任せっからやと。いや、いや、いや、待ってけらいんやと。だからそういう話ですよ、どこでもね。この間、あるところの区長さんから、そんな後ろ向きの話ばりすんなやと言われてたけれども、でもそうではない、それが現実なんだということです。現実をまず見つめ直して、見つめてからでないとは始まらないよということです。この担い手の集約っていうのが人・農地プランのときからある程度は進んだものの、それ以上ができなかった。そして、ここ二、三年の間に進んだんですが、その間に農地中間管理機構が、これ8月1日付で来たんですが、農地中間管理機構管理事業における借受け希望者の募集公募の廃止についてということで通知が来ました。もうやめますという通知ですよ。それだけもう、これは県のほうから来たわけだから、町の担当者に聞いても分からないというふうに思いますけれども、結局出し手はもう大体みんな終わったよわと、出し手方のほうがね、というふうに受け止めてやめたのかどうか分かりませんが、この間伺いましたけれども、集積率っていうのは何ぼでしたっけ、色麻町。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） 担い手の集積率は75%ほどになってございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 75%、それ以上進むかどうかはよく分かりません。これを進めていく上で、一体どういった話合いになるのかなというふうに思うんです。例えば地区で話し合ってくださいと言います。私、集落営農組合長と区長と合同で何回も会議します。転作関係なんかでもね、話をするんですが、そのときは、例えば私が提案してこうやりたいんですがどうですか、いいですかっていうことになるんですけども、例えば今回のようにさ、この農地をね、誰がどうやってしますかって言ったときに、多分誰も一言も発しないと思います。あんださ任せっからやってまで言われても、任せられても困るわけなんですけどもね。だからそういうことになりかねないですよ。この農業問題についてはね、今まで何回も議論してきてますけども、何で担い手がいないんだ、何で後継者が育たないんだと言ったら、収入が安定しないからですよ。50%近く休んで、休んでも何か作らなきゃいけない。豆を作らなきゃいけない。豆を作らなげつとも、さあ大変だ、除草が。苦勞してうちの母ちゃんなんか股関節まで悪くしてしまっ。そいなのを見ているから息子たち、嫁たち、するわけないでしょう。ということになってるんですよ、今ね。だからその上の段階で、ここでね、何ぼ議論してもしようがないんだげつとも、その上の段階で何とかしてくれればいいですよ。つまり、概算金なんていうのはもう自分たちで決めなさいということで、米の値段はね、ということで農協が主

体となって決めるわけですが、大体自分たちの米がね、何ぼで売れるか分からないって
いうときにだよ、そしてまた、来年の肥料とか農薬とか注文しなくちゃいけないわけだ。
これも個人個人で大変になるんですよね。そいなときに、さあどうしたら安定すること
ができるのか。それができれば後継者問題は解決します。でも、後継者問題は農業だけ
ではない。ほかの企業もそうなんだ。つまり人が足りなくなっているということです。
人が足りなくなっている、人がいなくなっているということは、どんどんどんどん人口
が減っていくっていうことは、食料もどんどんどんどん要らなくなってくるという実態
になります。そのときにね、町長、何回も言ってますが、国から言われたことを、はい、
そうですか、再生協議会なりに諮って皆さんどうですか、はい、いいですねっていうこ
とで転作から何から進むわけですが、それでいいんですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この辺が現場と、いわゆる国といいますか、官僚の皆さんの考え
の若干の差があるような感じはします。この農業分野だけじゃなくて、いつも私も口に
することありますけれども、1次産業で生産するものについては、自分で価格を決める
ものは何もないんですね。全部決められるわけですよ。ですから、今、質問の中にもあ
ったように、例えば米について、来年どの程度で売れるか分からない状況でも肥料なり
資材は注文させられると、しなくちゃならないと、こういうのがそのとおり現実であり
ます。町として、制度の関係上、お願いをするということにしかないんですね。けれど
も、これでいいのかと言われると、決していいわけではないと思います。やっぱり何回
もこれは同じことになるんですけれども、後継者がいないという原因は今申されたよう
に、収入が安定しないということも大きな原因だと思います。それから、やっぱり今私
なりに思うにですけれども、今の若い人たちは1週間のうちに1日なり2日なり確実に
休める、そして自由に自分の時間を持てる、そういうことを求められているんだと思
いますけれども、農業については、なかなかそういう時間の割り振りはできない状況です
ね。これを少しでも克服するような仕組み、あるいは内容も含めてですけれども、安定
すればできるのかなという思いもあるんですけれども、いずれ課題はそういうことも含
めて大変多いんですね。今いろいろ質問なされていることについて私も同じように、立
場が変えればそういうふうには思います。ただ、どうしても国の制度ということで、今
回この地方計画というものはつくらなければならないことになりました。それで、将来
不耕作地のようなものが出ないように地域の中で考えてほしいということだと思っ
てはいますが、大変厳しい状況ではありますけれども知恵を絞ってほしいなど、私のほう
からはそういうふうをお願いする以外にしかございません。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 町長としてそういったことを述べるしかないかなというふうに思
います。ただ、理解をいたしましたけれども、例えばですね、耕作不利益地ってありま
すよね。色麻町は中山間地に指定されてませんから、そういったところで余計な交付金
をもらいかねているわけですが、例えば私、王城寺は3分の1が未整理地であり

ます。非常に、言えば耕作不利益地になりますが、冗談の話、冗談でねえげつとも、こいな話になってますよ。あそこをもう耕作放棄地じゃなくて鳥獣の緩衝地帯にしてね、イノシシ入ったら柵で囲ってイノシシ牧場にしようかなんて話も冗談でねぐしてるんですよ。そいなことになっているところがある。つまり、次のあいつでもありますけど水源がない、みんな井戸水でやってたんですよ、あと、ため池を造ったり。そして、そういうふうに来ていたところを担い手がいなくてですね、さあ、受けてくれということで今まで受けていた人が、もう無理だというふうになっているところが結構あるわけです。じゃあ、今から圃場を整備するかってなっても、20町歩ぐらいあればできるのかな、かもしれないけれども、さあ、どういった補助で自分を出だしどれぐらいしなくちゃいけないのかっていうことになるんです。そうすつとみんな二の足踏んで、じゃあ、すつことねえわな、つまり現状維持ですよ。先ほど規模拡大をしようかなという話もあったんですが、規模拡大をしても当然資金が必要で、その10年後に投資したものがペイできればいいんですが、その前に疲れてしまって倒れてしまったとかね、なってくると大変なことになるということが今あります。こいなこと話していくとどんどんどん後ろ向きになってしまうので、しようがないことなんですけどもね。それはそれとしてね、何とかかんとか頑張っていかなきゃいけないんだらうと思いますが、結局稲だけではなくて、その転作から含めて全部含めた農地をどうするかということを決めなきゃいけない。そのときに、いや、もうここは手をつけられないよというようになった場合は、一体どういうふうな扱いになるのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） 地域計画ですね、10年後の農地、誰がまずその農地をつくるかというような部分をですね、目標地図に落とすということで、今質問のあった誰も手をつけることが難しいという部分については、そこはそこで未利用地というような形にならざるを得ないのかなとは思いますが。ただ、今までこの農地をですね、守ってきて営農してきたことも踏まえれば、10年後のですね、その地区の営農の活動をどのように考えるかということ、この地域計画の策定で改めて検討していただく機会にもなろうかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） はっきり言えば、その地図から外すということになるんですよ、できない人。あと、それからですね、例えば何日か前だったかな、新聞に載ってましたけど、農地も全部登記しなさいというふうになるような、法整備になるような形なんですけど、今どれぐらいの農地の所有者が不明な人がいるのかというようなことをさっき農業委員会でもちょっと把握できていないということだったので、ただ、そういった農地の所有者がね、不明な場合は、さっきと同じような対応になるのかお伺いします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

農地の所有者が不明な場合の対応ということで、耕作者がいる場合については、耕作者の方の意向を踏まえて地域での検討によることとなると思います。所有者が不明です、現にもう何も作付が行われていない、耕作者もいないという場合については、その目標地図においては、耕作者未定ということになるかと思いますが。ほかの場合にもですね、10年後の耕作者が決まらない場合には耕作者未定ということともなりまして、ただ地域計画策定後にですね、見直し等もすることとなりますので、その見直し作業の中で耕作の予定者の方が決まった場合は、その都度更新していくというような格好になるかと思いますが。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 分かりましたけれども、本当にそういうことで対応していくんだらうと思いますが、こないだ私も新たに借り受けたところをですね、原簿を見てみたら、こっちの再生協のほうには水田の扱いになってるんですが、原野なんです、というのが何筆かありました。多分、色麻町の中でもそういったものが結構あるんだらうと思います。そういうところをどうするのかなってここで聞いてもよく分からないと思いますから、農地も全部登記しなさいよというようなことでね、出てくると思います。農地の所有者が分かって、例えば耕作者が亡くなってしまって、その何だ、息子さんとかんかがよそに行っていて、そういうのまで分かりますけどもね、相続放棄しますとかいうふうになられてしまったら困るんですけども、そういうようなときはちゃんと対応できるのかどうかお伺いしたいと思います。農業委員会で分かる。

○議長（中山 哲君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎長寿君） お答えいたします。

農地の所有者が不明と、いないといった場合につきましては、所有者不明農地については、目標地図には載せることは可能なんです、実際、出し手が不明ですのでおりません。そういった場合、担い手が借りたい旨を農業委員会のほうに申出をいただければ、農地法に基づきまして探索をさせていただきます。公示2か月間を過ぎましたならば、公示の結果を農地バンクのほうに通知をさせていただいて、農地バンクのほうで県の知事に対して利用権設定の裁定申請を行います。県のほうで裁定、公告を行った上で、その農地については利用権の設定がなされます。そこまで行きますと、今度農地バンクのほうで担い手のほうにその農地の貸付けが可能になるという、こちら制度がございます。以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 借りたい人があれば対応できるということいいんですね。分かりました。

そのようなことで法整備がなっているようですけれども、問題は担い手って言われる方々がね、結局どうやったらやる気を出せるんだらうなというふうについていつも思ってるんですよ。色麻町はもともと稲作単作地帯だったんですよ。今、集落営農や何かで、あるいは豆を作ってますけれども、あるいは法人化したところなんか野菜も作ってます。

何とか商売になってるのかなというふうに思いますが、やっぱりもうかる、何つうのかな、補助金絡みでもうかるのではなくて、作物を作って売ってもうかる方法がね、何かないものかなということ、本当はエゴマにうんと期待したんですけどもね、なかなかそうもいかなかったということで、やっぱりひとつ色麻にいっぱい定住してもらうというようなことに関しても、そういったことがあればどんどん人が集まってくるというふうに思うんですよね。こういったことがね、やっていけるような、本当に今私たちのとこにある耕作不利益地域が何かうまい方法ねえかなとかね、思っているんですが、合うような作物、昔ケナフとかね、ありましたけれども過ぎ去ってますよ、みんなね。それから、タラの芽を作ったとかね、するってありましたが、みんな手がかかる割にはやっぱり収益が上がらないということで、何かやってるんだげっとも上手にいかない。よそを見るとね、園芸はもうハウスですよ。ハウスも、それも土のないハウスですから、それが私は農家なのかなと思いますが、農業だと言われれば、農作物作ってるわけだから農業だというふうに思いますが、そういったことまでするってなったら、相当な設備投資がかかるわけですよ。何かその辺上手な国からの補助金を引っ張り出す方法をね、ぜひ浅野課長、考えてほしいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今、今野議員からですね、後継者対策ということで、やはり農家の所得の確保が大前提になるのかなと思います。そんな中で、これまでエゴマの栽培にも本町として取り組んでもきました。新たな作物への挑戦ということもあろうかと思えます。先般も産業民生常任委員会のほうでですね、農林水産省の研修のほうにも参加させていただきまして、国からの補助金もですね、活用できるように町としても取り組んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 私たちはもう70ですので、できるだけ若い人たちが夢を持てるように頑張りたいと思います。

次にですね、水張りルールについてお伺いします。

これ北海道に行ってますね、見てきたときに、水張りをどんどんやってたんですね。麦アートだと思います。田んぼいろいろ、えらく大きな田んぼなんだげっとも、どんどん水張りをしていました。すごいなと思ってきたらですね、8月1日付で水張りルールについてということで通知がありました。あったんですが、高根のほうでもその水張りやってたようなんですが、一生懸命水かけているんですが、水が上がらない部分があったんですね。ちょっと心配になりました、計画どおりにできなかった場合はどうなるのかなと思ってこの質問をいたしました。いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の大綱2点目、水張りルールについての質問でござ

いますが、お答えを申し上げたいと思います。

まず、当町の再生協議会より8月1日付で5年水張りルールに伴う湛水管理1か月の確認についてという通知を行いました。それで、具体的な確認の流れでありますけれども、まず事前に当協議会に連絡をして、取組圃場と水張り時期を伝えてから行うこと、ですから事後報告は認められませんよということです。次に、1か月水を張る際に、初日、中日、最終日に写真を日付が分かるように撮影をしてほしいということ。それから1か月の間に協議会で現地確認を行うと。それから撮影した写真を協議会事務局へ提出すること。以上の内容を記載いたしております。この5年水張りルールについては、連作障害を抑えるべくブロックローテーションを推進するために国が定めたものであります。本来であれば、5年に1度の水稲作付をしなければ水田活用直接支払交付金の交付対象から外れるところではありますが、農業者から圃場状態によっては水稲の作付が難しい等の声が多く上がったことから、1か月間の水張りでも認められるということになったことです。当協議会が定めた1か月湛水管理のルールについて計画どおりに実施できなかった場合、水張りが行われたか確認することができません。そのため、ルールに沿った湛水管理ができなかった場合は、交付対象外となります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 町長が今答弁した5年水張りルールについてなんですがね、私と認識がちょっと違うんです。連作障害のために後からくっつけたのかどうか分かりませんが、ブロックローテーションをするためということではありますが、もともとはそうではないんですよ。令和3年の10月か、11月だったかな、農林水産省から突然5年間1度も水張りしないものには、直接支払交付金は出さないよという新聞記事が出てですね、あわてて、いや、そんなことじゃ駄目だということで、自民党の色麻支部長から国会議員に話をしてもらって、5年間が今後5年間が変わったということです。水張り、つまりこれはね、田んぼでないところに交付金をあげているんですねっていうふうに言われたということです。でも、そんなこと言ったって、転作しろって言ってんのはあんたらだよってこっちでは国に言うんだげっとも、いや、いや、これは田んぼでねえんだ、畦畔もなければ水路もねえのは田んぼでねえって言われたから何やというふうに思ってるんですが、ただ国の言うことに対していろいろ言ってもしょうがないのでね、ただ5年間、その中で畑でも何でも1回水張りすれば5年間はね、直接支払交付金あげますよっていうことなんですよ。これはどっから持ってきたのか分かりませんが、これ後づけですよ。最初は違うんです。だから、それはそれでいいです。その5年間水張りをするんですが、例えばですよ、長年転作をしてきたところにね、水をかけます。例えば、そこを田んぼに戻すんだらすぐ代かきをして、田植をしてしまえばいいんだげっとも、そうでないところにただ水をかけたって、例えば四隅が高くなってますから、四隅上がりませんよね。あるいはどうなんだろう、暗渠なんか通っているところがあれば、そっからどンドンどンドン水が抜けていくという田んぼもあるはずですよ。そういった場合の

ときの対応の仕方なんですよね。だから、もう水が決められたとおりでできなかつたら、水張りしなかったことになって交付対象外になりますよってということになってしまったらね、そういう圃場も結構出てくるんだらうと思うんです。だから、確かにこのルールは、一定のことはつくらなければいけないけれども、ただ、そういった水がたまらないとか、かん水する水が足りなかったとか、水が抜けてしまったとかというようなときに、やっぱり救済措置っていうのは必要だと思いますよね。だから例えば何%、例えば8割まで田面が隠ればいいですよとか、90%でなきゃ駄目ですよとか、95%じゃなきゃ駄目ですよとか、これ実際やってみなきゃ分からないことなんですけど、そういうようなことは考えられないのかどうかをお聞きしたい。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは町のほうに任せていただいているものであれば考えてもいいのかなとは思いますが、これ、この制度はあくまでも国のほうから下りてくるものですのでね、町で判断できるものでなくて、条件が付されているのは、もうそのとおり型にはまって出てきたものですので、これはどうにもならないんじゃないかと思っていますよ。今言われていることについては十分分かるんです。もう何年も何年も水田という状態でないところもたくさんあるというのは分かるんですけれども、こういう制度がなった以上は、それに従うよりほかないのかなというふうに思っています。ですから、今のところはですけども、あくまでもこのような条件の中でやってもらえないというふうに考えています。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） この水張りルールもそうなんですけど、結局国はね、農業者をいじめるためにやっているわけではないんですよ。衆議院の議員の言葉を借りれば、このままだと田んぼじゃないところに払ってたのだから、その今まで払っていた分を会計検査院から返せと言われてかねないから、こういうふうにしてるんだという話なんです。だから、国で決めている人がそういうふうにするのに、何で県とか何かが途中で曲げるんですか、そうやって。ルールをつくるのはいいですよ。だからルールをつくるのはいいけれども、これ県から全部言われたことなんですか。1か月入るとき、初日、中日、最終日に写真撮って現地確認をする、そういうふうに県のほうから指導があったんですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

水張りの確認なんですけど、こちらについては、その確認作業は地域再生協議会で行うことになっているということです。1か月水を張っていただくという確認のほうは地域協議会のほうでまず行うことになってございます。今、今野議員から、圃場によってやはり四隅が高くなってですね、水張んのが全体の例えば8割だったりとかになる場合も、そういった場合も確かにあろうかと思えます。そういった場合で、国のほうでですね、その状況で判断につかない場合等については、農政局さんがですね、指導、助言を行うというふうに言っておりますので、その辺は御相談をまずさせていただければ、その圃

場に合った対応をすることになるかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） だから、その確認は地域協議会に任せられてるわけだから、そこへずるしろって言うてんじゃないですよ。だから、難しいところは農政局に指導を仰ぐことになっているのだったら、そういうふうにしてもらえばいいじゃないですか。だからルールはルール、これでいいですよ。こうします。ただし、何か問題があったら別個相談に乗りますというような形になってくれればいいんですが、その辺どうですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今議員さんおっしゃったとおりですね、状況に応じた形で判断がなかなか難しい場合は、当然、農政局のほうに相談させていただいて、対応させていただきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 私も昔、連作障害を回避するために豆畑、刈取り終わってから11月、12月頃ですね、水を入れて代かきをしたという記憶があります。そうすると大体一月ぐらいは代かきすればね、1か月ぐらいはたまっています。だからやり方によってはね、できないことはないというふうに思う。ただ、そのときに水があるかどうかの話で、その辺は水を扱っている土地改良とかね、そのところと協議をしながらやっていただきたいなというふうに思います。できないことはないです。ただ、どうしても乗らないというところが当然出てくるし、気をつけなぐないのは、暗渠跡にはまってしまってトラクターが曲がってしまうというときもある。この辺は気をつけてほしいと思います。

それから、もう一つ最後に畑地化の申請についてなんですがね、これについては今後とも継続されるのかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

畑地化の申請ですね、今後も継続されるかということでございます。令和5年度の秋口にですね、二次採択が行われる予定となっております。ただ、二次配分でございますね、全国の採択取消しとなった交付金が再配分されるという状況でございますので、一次配分に比べて、かなり少なくなるのではないかなと思っております。また、令和6年度以降については、現時点では国のほうからの通知はございません。動向を見ながらですね、国からの通知があった場合には、速やかに周知を図っていきたいと考えてございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） この畑地化についてはね、最初は何でもよかった、何でもよかったらおかしいけど、そのうちに後から畦畔がなきゃ駄目ですよとか、かん水装置がなきゃ駄目ですよってというようなことで見直しをさせられました。そのことをですね、こないだ衆議院議員に話したら、そんなことは言ってないぞ、誰が言ったんだと非常に

怒ってましたので、その辺をですね、もう一度県のほうに確認をしてほしいと思います。一応、県の自民党の農林水産省のトップのがそうではないと言っているのだから、おかしいぞというふうに言われましたので、それは誰が言ったんだって言われましたから、いや、役場の職員が言ったったら、これはうまぐねえげつとも、そういうことでしたので、その辺の確認はですね、もう一度やってほしいと思います。いかがですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） 今、説明のあった件についてですね、県のほうに確認は取らせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 以上で、9番今野公勇議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、8番工藤昭憲議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。8番工藤昭憲議員。

〔8番 工藤昭憲君 登壇〕

○8番（工藤昭憲君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、8月の選挙で無投票再選されました早坂町長、大変おめでとうございます。これからも2期8年の経験を生かしながら、さらなる町の発展のために、町民のために、さらに尽力してほしいなど、そんなふうに思っております。

そういう中での今日の一般質問、これも町民の身体・安全・安心に関わることでありますので、町長の前向きな答弁をいただければありがたいなど、そういう思いで一般質問に入らせていただきます。

まず、通告しておりましたがん検診についてであります。がんの検診率が第3期では50%だったのが、第4期計画では60%に引き上げられました。コロナ禍の中での検診率については、なかなか低迷していたようではありますが、それは参考にはならないのかなと思っておりましたので、コロナ禍前の近いところで平成31年、令和元年になるんでしょうかね、そのときの町の検診率はいかがだったのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 工藤昭憲議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、令和元年度ということではありましたけれども、初めに状況をちょっとお知らせをしたいと思います。

我が国においては、がんは昭和56年より死因の第1位であり、令和3年には約3人に1人ががんで亡くなっているほか、生涯のうちに約2人に1人が罹患すると推計されているなど、依然として国民の生命と健康にとって重大な問題となっております。がんの1次予防は避けられるがんを防ぐことであって、喫煙あるいは飲酒、肥満、痩せ、野菜不足、塩分の過剰摂取等の生活習慣の改善であります。次に、2次予防としてはがんの検診があるわけで、町では対策型がん検診として健康増進法に基づく検診を実施しております。がん検診の受診はがんの早期発見、早期治療につながるために受診率向上は必要不可欠であります。がんの検診は市町村によるもののほか、職域における検診や、任意で受診する人間ドックによるものもございます。検査項目や対象年齢等、実施方法は様々で、がん検診の実施状況を全て把握するのは困難な状況にもなります。そのため、国のがん対策推進基本計画で目指しております受診率60%という値は、国民生活基礎調査による無作為アンケートの回答によるものだけということでもあります。

それで、お聞きになりましたコロナ禍前の令和元年度の町の受診率についてであります。胃がん検診については21.7%、大腸がん検診は39%、肺がん検診が60%、子宮頸がん検診が29%、乳がん検診が25.7%であります。これらの数値の分母は、検診対象者から職場や病院で受診すると回答した方を除いた数値になっております。職域におけるがん検診は、保険者や事業主が福利厚生の一環として任意で実施しているものであって、実施割合、実施されているがん検診の種類、対象者数及び受診者数等を継続的に把握する仕組みがない現状で、正確な数値を捉えることが難しい状況でもあります。国の目標値と単純比較はできないんですが、毎年県へ報告する地域保健健康増進報告によりますと、全てのがん検診において宮城県平均よりは高い状況にあります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 回答ありがとうございます。

確かにね、今町長の答弁ありましたように、自分でできることはやっぱり自分でしていかぬ。1次予防というような言い方をするようでもありますけれども、先ほど控室で11番議員のほうから、工藤君は腹も出てないし、随分スマートだねと、常に健康に気をつけてるからみたいな話をされましたけれども、そうではなくて、この町の検診によりまして、昨年11月28日に労災病院に入院して、それで早期のがんを見つけていただきましたので、そこで手術をして、そのとき6キロほど痩せましたので、いまだにまだ戻ってないっていうだけで、ただ、そのようにやはり1次予防も、また2次予防も大変重要なことでありまして、自分の実体験からね、この町の検診で、バリウム検査による胃の検診で、早期のがんだということで見つけていただきまして、それで早々に労災病院に入院をしまして、それで検査をしていただきましたら、やはり早期のがんだということで、患部は3ミリほどだと、本当にごく早期のがんで、内視鏡で無事取りまして、

それでいまだに悪運が強いのか、それとも日頃の行いがいいのか、そのために見つかったのかよく分かりませんが、本当に見つけていただきまして大変ありがたかったなど、そんな思いでこの検診の大事さというもの、もちろん私自身は、検診というのは一度も欠かしたことはありません、町の検診については。検診を受けるようになってからは、ずっと町の検診は受けてきたつもりですけれども、そういう中での発見をしていただきまして、やはり本当に重要性というのは痛感しているところであります、そういう中でこのあゆみを見ればね、分かることなんですけれども、取っかかりとしてこういう出し方したんですけれども、でも実際の話、高いのか、低いのかよく分かりませんが、数字から見ると、対象者が4,900人に対しては526人で10.73%なんですよね、実際ね。ただ、その中での2,420人、いわゆる職場等、病院等で受診したものを除いた数値としては21.72%だということで載ってますけれども、でも、町長も今回答の中で申したように、もう国民病と言ってもいいくらいがんにかかる方が多くて、そういう中でのその検診率の低さというのは、毎年毎年議会に出されるあゆみを見ておりますと低いわけでありまして、そういう中での国の第3次から第4次計画に移った中で、今60%に今度引き上げられたわけですよ。そうすると、今まで50%にも届かなかったものが60%に上げなくてはならない、目標として。だから、そのためには今まで以上の啓蒙・啓発、または対象者に直接ダイレクトメールで送るなり、何か工夫をしてきたんだろうと思いますけれども、まずその辺どういう、先ほど回答の中でもありましたけれども、そのほかにもあると思いますので、どのような啓発活動をしながらかめようとしてきたのか、まず60%以前、50%の段階でどういう啓蒙・啓発活動をしてきたのか、もう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

がんの検診率、第4期計画では60%というふうなことに引き上がったということで、町としてはどういった取組をしているかということだと思いますが、町としては検診団体と協力してですね、胃がん検診、あとは結核、あと肺がん検診、乳がん検診に関しては、受診勧奨のチラシを同封したりしております。それと乳がんや子宮頸がん検診は女性の検診ということで、封筒をピンクやオレンジにして、より目立つようにしたりもしています。また、子宮頸がんにおいては骨粗鬆症検診を同時に実施し、相乗効果が生まれるような配慮をしておったりとか、また、さらにですね、女性の検診の未受診者対策としましては、乳がん、子宮頸がん検診を同日に行って、受けそびれた方とかも一度に受診しやすいような配慮をしているというような状況であります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町としてはさっき言ったように、直接対象者にダイレクトメールでお知らせしたり、女性特有のがんについても、それなりに配慮しながらやっているわけだというのは、まず認識はしていたんですけれども、それでも決して目標には届かなかったわけですよ。こちらだと肺がんですか、肺がんはかなり高いということで60%

だということなんですけれども、それ以外はやはりもう30%にも届いてないわけですよ。だからやはり、これ以上手がない、手段がないっていうわけではないんだろーと思えますけれども、やはりもうちょっとこの検診率を上げるためには、もう少し努力はしていただきたいなというふうに思います。やはり幸い私の場合は本当に早期で、9日間で済んだわけなんですけれども、ステージが上がってくれば上がってくるほどリスクは高くなるわけですし、そして、手術の範囲も内視鏡とか腹腔鏡とかっていうのではなくて、もうステージが3とか4とかになってくれば、当然、体にかなりダメージの及ぶ、そういう手術もしなくてはならないわけだと思えますので、それは1次予防ということで、当然、本人も大事なんですけれども、聞いてみると忙しいとか時間の折り合いがつかないとかね、何かそういう理由で行かなかったり、行きそびれたりということがあられるんですけれども、それでもやはり34万人ぐらいたしか亡くなってるんですよ、がんでね。だから、それを考えると恐ろしい病気だっていうことは、もう一目瞭然なんですけれども、だから2次予防として町でも一生懸命努力しているのは分かるんですけれども、やはり上がらないのは自己責任もあるかもしれないけれども、町の啓発・啓蒙にももう少し工夫があってもいいのではないかなというふうに思いますけれども、ありとあらゆる手段を、手を尽くして今やって、それ以上ないのかどうか、再度お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

まずもって、今回の第4期の計画の60%という目標になりますが、こちらのほうは先ほど町長も申し上げましたとおり、こちらのほうはですね、人間ドックとか、あとは職域における検診、そちらのほうの結果のほうっていうのは、国のほうでも取りまとめる制度が確立されていないというような状況であります。それで、町のほうの町政のあゆみのほうに載せている数字は、先ほど申し上げたとおり、町の検診を受けているというような方でありまして、やはりその開きというものの捉え方ですね、その辺が今のところ制度が確立していないためにこの60%という数字は捉えられていないというような状況です。それでその60%の受診率っていうのは、国のほうではがん対策推進基本計画で示しておりますが、そちらは国民生活基礎調査の無作為のアンケートの回答によるものでございまして、ちょっとそこの60%という数字と、町のあゆみに載せている数字とのやっば乖離っていうところは、ちょっと御理解いただければなと思っております。

それで、町のほうの取組といたしましては、先ほど申し上げたような内容とですね、あとはうちほうの町として保健推進員にいろいろお手伝いいただいてですね、手渡しや一声運動の推奨と、あとは受けやすい環境づくり、土日や夜間の検診とかも行ったりと、その辺も検診団体も含めていろいろ協議してですね、受けやすい環境づくりというものを心がけているというような状況でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 国民生活調査、無作為アンケートの回答だって言えますけれども、でも、正式に国のほうで60%検診率上げましょうということで決めたわけでしょう。だ

から、何かその無作為のアンケートの回答によるものですよっていうだけで済まされるものではないだろうと思うんですよね。一応、国のこれ基本方針なんですよ、だって。違いますか。国の今までが50%でも達成されてない。これ多分、日本全国似たような数字なのかなという思いもするんですけれども、近隣、他の自治体のことは調べませんのでちょっと分かりませんが、ただ、年間今何らかの原因で100万人ぐらい亡くなるそうですけれども、その中の、先ほど言ったように、34万人はもうがんで亡くなってるわけですよね。色麻町でも数多くの方ががんで毎年毎年命を落としているというふうに認識はしています。そのほかに多いのが心筋梗塞とか、脳梗塞とかそういう病気で亡くなっている方も結構いらっしゃるだろうと思いますけれども、その中でもがんというのが群を抜いてんだと思います。ただ、参考までにお尋ねしますけれども、どういう病気、病名で亡くなったかっていうのは把握してるんでしょうか、町では。個人情報に当たる部分があるのでそういうことはしてないっていうのでは、それはそれで構いません。ただ、既に実態を把握しているのであれば、ちょっと数字的に出ていると思いますので、参考までにお知らせ願えればと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 申し訳ありません。その辺はしておりません。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 当然ね、個人的なものでありますから、プライバシーに関わることでありますから、その辺もあつてのことかなと思いますけれども、ただ、いずれにしても、がんで亡くなった方がどのくらいとか、心筋梗塞で亡くなった方がどのくらいとか、または脳梗塞、脳溢血、そういう類いで亡くなった人数ぐらいは把握しても、その辺もできないんでしょうかね。だって、国では年間おおよそ100万人が亡くなりますよと。その中でがんで亡くなる人は34万人だよというふうに、こいつ統計的な数字なのか、それともただの推計なのかちょっと分からないんですけれども、でも国ではそう言って、そのように100万人亡くなって、約34万人は何らかのがんで亡くなってるという数字を出している以上は、市町村なり県なりからの情報をまとめた数字だというふうに感じるんですけれども、違いますかね、その辺。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町で聞き押さえられるのは、死亡届の内容だけですよね。個人に聞けば分かるんですけれども、そこまでやってませんので、死亡届の中には、そのはっきりしたがんとかなんとかっては書かっておりませんので、数字的には、町としては把握しておりません。国のほうでの把握されたものについては、どういうことでそういう数字が出てくるのかについても、私としては分かりません。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 先ほどこの回答の中でも、3人に1人ががんで亡くなってるっていう言い方してますよね。生涯のうち2人に1人が罹患する。要するに平均年齢、今八

十何歳ですけれども、その間に2人の方ががんにはかかるんだよというふうに回答では言いました。この数字は国で言っているものの数字ですよ、多分。ということは、100万人のうち34万人が亡くなってるっていう言い方を国でしているということは、国ではどっかからその数字はデータとして取得しているのではないかなという思いするんですけども、町では死亡届だけの受理で、死亡原因は一切問わない。要するに聞いていないというふうにいえば、この34万人という数字、どっから出てくるんでしょうかね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ちょっとそのことについては、なかなか答弁できないんですけども、分かるとすれば医療機関のほうからのそういう情報をトータルしての判断、もしかしたらできるかもしれませんが、町としてはさっき言ったように、一人一人からの死因を確実に把握しているわけではございません。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） なるほどね。厚生労働省関係のほうの統計というふうに捉えればいいという、そしてそれが数字としていろんなものに使われているというふうに理解すればいいということですね。はい、分かりました。

ただ、その国民の無作為のアンケートによる回答で60%にしたという回答があったわけですけれども、それにしても先ほど来言っているように、34万人の方が亡くなってるっていう現実を踏まえれば、やはり国民病としての捉え方を国でもしてるわけだし、医療機関も、また自治体もそういう捉え方をしてるんだろうと思います。だからこそ、この今までの3期の計画での50%というのをさらに強化して、国民の命を守るための一つの方策として、施策として、そういうがん基本計画第4期に数字を盛り込んだんだと思うんですよ。であれば、各自治体はそれに対しての努力義務は少なくとも発生しているんだと理解します。だとすれば、今までのようなやり方では、50%にも届いていない状況で60%に届くように、そういう計画を立てなければならぬわけですから、もう始まっているわけですよ、それがね、たしか。そうした場合、今後この60%に引き上げるためには、どういうことをしなければならぬか。今までどおりのようなやり方では、この60%は達成はできないんだというふうに思いますので、その辺についての考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

先ほど回答のほうで申し上げました中にですね、ちょっと入っている部分もありましたが、子宮頸がんとか、骨粗鬆症を同時に実施して相乗効果が生まれるようにとか、そういった配慮とかをしてですね、あとさらには、女性の検診の未受診者対策ということでは乳がん、子宮がんの検診を同時に行うとか、そういったような対策をしているというような状況ではございます。それと生活習慣病等々もかなりがんのリスクには影響してくると思ひまして、それにおいては禁煙とかのですね、がんリスク、禁煙っていうのがいろいろながんのリスク因子となっているものですから、町としてはたばこ対策も取

り組んでいるというような状況ではございます。

以上になります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 回答でももらってますけれども、まず様々な工夫を行ってますと。検診用封筒の色、デザイン、国が出している受診率向上ハンドブックを参考に目につきやすいものとして、また、保健推進員による手渡し、一声運動の推奨、受けやすい環境づくり、土日や夜間検診日の設定、複合検診、未受検者対策の実施など挙げられますと。未提出者にも年齢を絞り受診票を送付してます。似たような回答なんですけれども、今までもやってきたんでしょ、これ。やってきて50%に届いていない状況で同じことをするっていうことですか。どうなんですか。そうなのか、そうでないのか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大変大事なことを言われているということについては理解しております。やっぱり早期発見ということが何よりもですので、そのために受診率を上げるということにはなるわけですが、一番今考えて受診率こうすれば上がるのではないかなと思うのは、夜間に時間を、さっきこの話もちよっと出たと思うんですけども、夜間の受診をすれば、これは意外と忙しくてという人については何とか、受けようとする気がなけりゃ駄目ですよ、最初から受けようとする気がなけりゃ駄目ですけども、時間がちょっと決まった時間には行けないという人にとっては、夜間にすれば、あるいは来てもらえるのかなというふうに思います。

それから、今までやっていたのと同じことかと言われると困るんですけども、やっぱりあとは、一番効くのはダイレクトメールなのかなというふうに思いますので、これはさっき話しされたとおりですけども、そういうふうにしていろいろ直接あるいは間接、いわゆる間接という場合は、保健推進員の皆さんとか、そういう人たちに協力をもろうとか、そういうことでとにかく検診は大変大事なことだという、そういうことを知ってもらおう努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今、町長が新たにというふうなニュアンスで取ったのですが、でも、回答では土日や夜間検診の設定というふうに回答してんだよね。ということで、今まではやってきたというふうに理解すればいいわけですか、これは。さらに土日・夜間検診の設定を増やすというふうに捉えればいいんですか。もう一度お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町の方針だけでできない部分もあるようですので、それは、一概にはそうできないかもしれませんが、やっぱり今言ったように、やってきたといえはやってきたんですけども、やっぱりあとはですね、自ら検診の大事さを分かってもらおうようにこちらのほうからいろいろ、これはメールとかそういうのだからかもしれませんが、そういう努力はする必要があるかもしれません。それ以外にもし工藤議員のほうからこういうことをやったらわってというふうなことがあれば、提案していただ

れば、それを考えたいと思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 私、答弁する側でございませぬので、あくまでも質問する側です。その辺まで考えて質問は基本的にはしておりませぬ。ただ、町長が言うように、土日、夜間といっても、それをやってくれる先生方をはじめとするスタッフがいるわけですよ。だから、その方々がそういうのに協力していただかないと、また国・県でそういう体制を整えていただかないと、これも掛け声倒れで終わってしまうわけですよ。だから実際、工藤議員がって言いますけれども、だって我々一般町民として検診に対する考え方が町民の皆さん、全部同じではないからこういう数字なんだと思いますよね。全員が検診を受けなければならないという、何とかして1日その日をつくって検診をしよう、受けに行こうという気持ちが全員あれば、こういう数字ではないんですよ。もっともっと高くなるし、がんで亡くなる方の数字もずっと低くなるかもしれません。だから、やはりそういう中での工藤議員はっていう言い方ですけども、だから我々は町からよこされるいろいろながんの啓発に関して、広報も含めまして、または国保関係のパンフレットも来ますよね。そういうなのも含めて我々が承知している程度のものであって、そちら側にいる方々はそれをしっかりと政策に上げて、それを実践していく側の立場の人間でありますので、だから町長から考えていることがあればと言われても、町で行っている検診の啓蒙・啓発、その程度の知識しか我々はないんですよ、実際。ただ、今何かChatGPTとかなんとかっていうのがあります。あれに入れっと出てくんですよ、このがん検診向上対策はって出すと。それ言ったってはやらないので、そのアプリっていうのは、ダウンロードするとそれ出てくんです。ただそのとおりできっかどうかは別にしましても、ただそういうものがChatGPTというので参考になれば聞いて、それで検索してみてください。せめてそんなところですよ、私が言えるのは。

そういう中で、やはり何としても検診率を上げてがん罹患する方をいかに少なくするか、そして早期発見、早期治療につなげるかっていうのは、これは町長の課題なんですよね、職員はもちろんですけれども。だからその辺は、やってるといふふうに言われればそれまでなんですけれども、実際、数字を見るとそうではないわけですから、どなたか言ってましたけれども、数字が全てだという、全てとは言えないかもしれませんが、でも実際この検診率、数字は上がってないわけですから、これからは様々な面でやはりいろいろ知恵を出して、可能であれば、協力いただけるのであれば、やはり土日・夜間診療の設定というのも非常に大事ですし、回数をやっぱり増やすことは必要だろうと思います。町長も御存じのように、今、労働形態変わってんですよ。私たちがのときと違って、8時から5時まで働けばいいという時間帯でなくて、工場というのはいまもう24時間稼働しているような時代だそうで、だからやはりそういうところに組み込まれている方々っていうのは、それなりに職場では、その方々は受けているとは思いますが、でも、ある意味でいいますと、正規でない職員という方々で、大企業だったらそういう方々でも検診が可能なんだと思いますけれども、やはり中小、零細という

ふうになってくると、また違うのかなという気もしますので、やはり今そういう労働形態が、雇用形態が変わっているわけですから、だからその辺に合わせたようなそのニーズを求めていかないと、なかなか上がらないのではないのかなと思いますよね。特に胃がんなんかで見ますと35歳以上とかって、対象、働き盛りもいいとこだよね、これね。だから3勤4休とかなんとかっていう、その中で4交代っていうのは聞いたことないんですけれども、そういう3交代っていう中に組み込まれていると、なかなか検診にも出かける時間も取れないというのがやはり実情なのかなと思いますので、その辺、働いている方々の形に合わせたような検診の在り方も、また一つではないのかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどのように考えますか。一応提案したつもりですけれども。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 時間的なことについては、やっぱり相談を申し上げて、できるか、できないかということにはなりますけれども、今提案されたことについては意識をしながらですね、できるものであればそういう方向で考えると。そういう中で一番大事なのは、まずこの検診を受けようとするかしないか、これをそういうふうにさせるようにすることが一番難しいんだろうと思います。やっぱり最初から気がなくて、健康に自信のある人っていうのは、意外とこういうのも受けなくて、大きくなってからあれやって、こういうふうになるケースが結構あるようですので、そういう方であってもやっぱり検診はしておく必要があるんだよということを、どうして分かってもらえるかということが難しいのかなというふうに思っています。いずれにしてもそういう啓発・啓蒙ということについては、しっかり考えなくちゃならないというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町でもね、がん検診の重要性っていうのは、事あるごとに訴えているわけですし、また、パンフレットや広報で本当に何回もやってんですけれども、ただやはりその受ける側、先ほども言いましたように、その対象となる人がね、その気持ちがあれば到底無理な話だというのは分かるんですけれども、だからといってがん検診を受けなければこうなりますよというような、何かそういう変な啓発・啓蒙というのもしないわけですし、難しいのは分かるんですけれども、でも、とにかく50%に届いていない現実の中で60%を達成するというのは至難のわざだと思いますけれども、でも、そのことによって、検診率を高めることによって町民の命は助かる可能性が高くなるわけですから、そのことを考えれば決して惜しむ努力ではないと思いますので。1人の方が亡くなれば大変な損失ですよ、色麻町としては。色麻町に限らずですけれども。その辺を踏まえまして、しっかりともう一度この対策、がんの60%に届くように、達成できるように、さらに考えていただければなと思います。

それでは②に、次の2番目に移ります。

それでは、子宮頸がん接種について、子宮頸がんワクチン接種に対する町の考えと、現在の取組ということで出しておりますので、このことについて回答をお願いします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） それでは、子宮頸がんワクチン接種に対する町の考えと、現在の取組はということでお答えいたします。

子宮頸がんワクチンは、平成25年4月より定期予防接種として実施していますが、接種後の痛みや手足の動かしにくさなどの多様な症状の報告があったことから、国では同年6月より積極的な勧奨を差し控えておりました。令和3年11月には国の検討部会において、子宮頸がんワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることで認められたため、積極的な勧奨が令和4年4月より再開されました。また、積極的な勧奨の差し控えにより定期予防接種の機会を逃した方への接種、こちらキャッチアップ接種と申しますが、そちらが実施されることになりました。現在、法定接種として認められた予防接種については、市町村が実施主体となっており、その中でも子宮頸がんワクチンは予防接種を受けるように努めなければならないとされるA類疾病に定められています。このことを踏まえ、町では令和4年度より積極的勧奨を再開し、定期接種の対象となる方へ個別通知により予診票を送付しております。また、積極的勧奨の差し控えの影響により接種を受ける機会を逃した方へ、令和4年度から令和6年度までの3年間に限り、キャッチアップ接種を受けることができる旨の通知を送付しているところです。積極的勧奨を再開する以前、令和3年度の子宮頸がんワクチンの接種率は19.41%でありましたが、令和4年度の接種率は68.93%となっております。町としては、今後も予防接種法に基づき、接種対象者への接種の判断に必要な情報提供を進めてまいります。

以上になります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今、回答書にもあったように、一時期副反応というんですか、副作用っていうんですかね、そういうのが非常に生まれて、そのときには積極的勧奨を差し控えるようにということで、本当に8年ほど何かたしかそういうのが取りやめになったというふうに記憶しております。それが今、回答にもあったように、そういうリスクよりもワクチンを打ったほうが子宮頸がんの発症を抑えられる結果が得られたということで、去年あたりから積極的にやっていると、町でもそれにのっとってやっていると、うふうな回答であります。回答でもありましたけれども、令和3年って20%に届かなかったんですね。これ見てびっくりしましてね。国でももう厚生労働省のほうから、国といえいいんですかね、積極的にもう始まっているのに、町ではどうなのかなと思っていました。それで今回出したんですけれども、そうしたら今回、令和4年のあゆみを見ますと、確かにかなり上がってますね。68.93%まで、回答書にもありますけれども、こんなに上がったんだと思って、令和4年のあゆみ、出る前の一般質問でありましたので、あゆみが出てから一般質問を出せばこういう mismatch もなかったのかなと思ってますけれども、それでもこれは直接対象者に多分お知らせしているんだろうと思いますので、我々の目にはあまり触れることはないわけですよ。ただ、たしか町の広報で

は一度か二度ぐらい子宮頸がんワクチンについての広報に出ていた記憶はありますけれども、それ以外のことの情報、何もなかったもんですからね。名古屋大学が中心だったりね、あと何かイギリスの何とかっていう、イギリスのグラクソ・スミスクラインっていう、何かそういう非常に大きな研究機関でもこれらを調査した結果、問題ないと、リスクよりもかえって子宮頸がんワクチン打ったほうが、効果のほうが大きいということ、それから始まったようではありますけれども、積極勧奨ね。まずこれからも、女性特有のがんでありますけれども、一人でもやはりこういうがんによって命をなくすようなことのないように、さらに子宮頸がん接種を100%の方が受けられるように、この対象者というのが令和3年で170人、令和4年で177人ですから、これはほとんどの方がリスクの高いものだということは認識しているんだろうと思いますので、女性の方は。であれば、やはり100%に近づけるように、さらなる努力をお願いをしたいと思います。このことについては、令和3年より令和4年というので比較しても、もう3倍以上の接種率に達しているようではありますので、このことについてはこれで終わらせていただきます。

では、3番目に移らさせていただきます。

これも带状疱疹ワクチンについて、ワクチン接種に対する町の考えと現在の取組ということで出しておりますので、このことについて御回答を願いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） それでは、带状疱疹ワクチン接種に対する町の考え方と現在の取組はということでお答えいたします。

まずもって、予防接種法上の带状疱疹ワクチンについてお話しさせていただきます。

各種の予防接種は、予防接種法に基づいた定期の予防接種と予防接種法に基づかない任意の予防接種に区分されており、带状疱疹ワクチンについては、予防接種法に基づかない任意の予防接種に含まれております。予防接種法に基づく定期の予防接種は市町村が行うこととされており、その中でも水痘、麻疹、風疹、日本脳炎などのA類疾病の予防接種は本人が接種を受けるよう努めなければならないこと、いわゆる努力義務とされております。また、高齢者の肺炎球菌感染症などのB類疾病の予防接種につきましても、努力義務は課せられておりませんが、こちらも市町村が行うこととされております。なお、予防接種法に基づかない任意の予防接種は、市町村が接種を行う必要はなく、接種希望者が自己責任において接種するものであり、带状疱疹ワクチンはここに含まれるものであります。

それと、続きまして带状疱疹ワクチンの種類について申し上げますが。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今の回答ですと、予防接種法に基づかないと、任意の予防接種だよということですよ。町では予防接種法に基づく、対象になっている疾病については補助する気持ちはありますけれども、その対象になっていないものには補助はしないというふうにとっていいんですか。町民の命を守る立場の町として、予防接種法に基づくものは国で定めたものに従い、予防接種なりなんなりしますけれども、予防接種法に基

づかない任意の予防接種は、自己責任だから町ではしないというふうにとっているんですかということ。

○議長（中山 哲君） 質問したんだったら。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 今のところ、町において带状疱疹ワクチンについては、助成はしていないという状況であります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 私もあんまり耳よくないんですけれども、課長もあんまりよくないようですね。予防接種法に基づくものについては接種の対象にしますが、ワクチン接種の対象にしていますけれども、予防接種法に基づかない任意の予防接種は、町では助成しない、予防接種を推奨しないというふうにとっているんですか聞いてんです。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 今現在においては、先ほど申し上げましたとおり、予防接種法に基づく任意接種の位置づけですので、その辺は今後ですね、動向を見ながらですね、検討はしていきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町長にお尋ねします。町長の近くにも多分带状疱疹を患ってひどい人、中にはそうでない人もいるかもしれません。私の近くにもおります。何人か知っています。その方もやはり半年ぐらいかかったようですね、全快するまで。ある方はもう2年以上なって、いまだに痛いそうです。苦しんでいるそうです。夜も眠れないんだそうですよ。大変な苦痛、苦しみだと思っております、経験したことないので分かりませんが。担当課では御存じだと思っておりますけれども、80歳までの間に、3人に1人はこの带状疱疹というのに罹患するんだそうです。そして中には軽症で済む方、中程度といえればいいのか、重症化していればいいのか、経験したことがないのでそれ以上知らないんですけれども、でも、ワクチンを接種すれば、ある程度重症化も防げるし、それから带状疱疹に感染したことによっての神経が侵される、そのリスクも少なくなるんだそうです、これ、このワクチンというのを接種すれば。でも町では予防接種法に基づかないから予防接種勧奨なり、またはその助成の対象にはしないというような答弁ですよ。果たしてそれでいいのかと思うんです。最近コロナウイルスによって、その発症リスクがさらに20%ほど高まっているという研究データもあるんだそうです。幸い今回のコロナワクチン接種後、またはコロナワクチン感染後、そういう方がいたかどうかは分かりません。耳には入ってません。でも、この2年間のデータでそういうふうには感染していない、ワクチン接種したことによっての感染リスクが高まっているんだそうですよ。それを発症すれば、さらに高くなるんだそうです。色麻でいたかどうかは分かりませんよ。でも、そういう研究データがある。今、様々な研究を行いながら、それらの関連性を調べながら、そういう結論を出しているわけですよ。そうしたときに、带状疱疹にかかってしまって苦しんでいる人が多分相当数、色麻町内にいるんだと思っております。私の耳にも3人ほど入っています。だから南大村から小栗山、平沢まで、この広い6,300人

ちょっとの今の人口ですけれども、結構な人が感染している。またはコロナのワクチンを打ったことによってもリスクが高くなる。コロナに感染すれば、さらに発症リスクが高くなる。そういうことを考えたときに、ワクチン接種に対して助成をすとか、積極的に、要するに帯状疱疹にかからないようにするために動機づけするという意味でも、助成というのは非常に大事なんだと思うんですよね。町長は今74歳を過ぎましたか、これからでしょうか。いずれにしても、80歳までの間に発症するであろう3人の中の発症しないほうに入ればいいんですけれども、発症する3人のうちの1人に入ると大変なんだし、だから自己責任だっていうことだけでなく、なぜそういうことを言うかという、帯状疱疹ワクチンの種類だとかね、親切に福祉課の課長から(2)とか(3)とか(4)とかって説明いっぱいあるんですけれども、回答。ただ、この説明まで求めてませんでしたので、一般質問でね。だから途中で遮ったんですけれども、そういう中で課長の回答でもいいんですけれども、ワクチン、不活化ワクチンと生ワクチンっていうのがあるんだそうですけれども、やはり生ワクチンのほうがね、大体金額的に安いんだそうです。8,000円ぐらいで済むんだそうですよね、高くても。ところが、このシングリックスっていう不活化ワクチンっていうの、これ2回打たなくてはならないんだそうです。多分町長も分かってると思いますけれども。2回の合計が平均で4万2,000円するんだそうですよね。だから近くで親兄弟、家族で感染者が出ても、4万2,000円もすんのっていう声なんですよ。だから、どれくらいの方がかかるか、どれくらいの方が助成制度を設けてもそれを利用するかは分かりませんが、先ほど言ったように、こういう大変重い病気、中には亡くなる人もいるんだそうですよね、帯状疱疹でね。そうすると、任意の予防接種だっていう捉え方でなくて、かなりリスクのある、そして長い人では2年も3年もそういう苦痛に耐えなくてはならない。それでも完治すればいいんです。長引けば長引くほど完治しない可能性が高いんだそうですよね、これはね。この不活化ワクチンという2万1,000円のやつを2回接種することによって、50歳以上で97.2%の予防効果が見込まれる。70歳以上でも97.9%の発症を抑える効果が認められるっていう優れたものなんですよ、このワクチン。そして、帯状疱疹に感染してから出てくるその痛みというのが、帯状疱疹後神経痛っていうんだそうですよね。それが非常に厄介者だそうです。発症のリスクは皆さん御存じだと思いますので触れませんが、この帯状疱疹後神経痛の予防効果というのでも88.8%ぐらいの高い効果が出るんだそうです。こういう大変苦しくつらい帯状疱疹に対して対処法はあるんですよ。だから課長が言うような任意の予防接種でありながら300を超える自治体が、今、北海道から九州のほうまで助成やっているようです。たしか宮城県では1か所、これにあったよね、確かね、回答書にね。あった、あった。1か所のみだということでもありますけれども、別に任意の予防接種だからそういうのの対象にしないとか、助成の対象にしないとか、まだ宮城県でマイナーな制度だからそれに様子見るっていうんじゃないじゃなくて、そういうものであれば積極的に取り組むべきではないかなというふうに思うのですが、町長の考えをお尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今質問の中にはありましたけれども、令和4年度の中では、助成しているところが県内では1か所だと。今年度についてはちょっと分かりませんが、そういう状況もいろいろもうちょっと調べさせてもらって、絶対町のほうではその負担はしないよというのではなくて、よく状況をまず調べてですね、助成ね、助成しないよというんじゃないで、よく調べてですね、どの程度ぐらいが、仮に負担しているとすれば妥当なところなのかということもありますので、私も初めて知ったんですけども、大分確かに費用が高いようですね。ワクチンだけで、生ワクチンが4,800円で不活化ワクチンが1万3,000円で、さらにそれに接種費用がプラスされるわけですから、相当な高額だということも、今私も分かったんですけども、そして带状疱疹というのは、1回かかればかかんないっていうんでないんだそうですよね。そんなこともありますので、よくちょっと調査をして、調べて判断をさせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町長の今の答弁は前向きだというふうに捉えてよろしいんだろうかなと思うんですけども、どなたかも出しましたけれども、私も選挙管理委員会のシールの貼ってない内部検討資料というのを頂いております。そこにはキャッチフレーズ、キャッチコピーか、どっちも同じ意味だそうですけれども、守りたい人がいてということでしょう。町長の守りたい人っていうのは町民ですよ。その町民の方がワクチン接種をすれば軽症で済む、発症してもね。また、この大きな副作用、副反応というのはないようです。今のコロナワクチンとか、または先ほど言いました子宮頸がんの予防接種から比べれば、ずっと少ないそうです。だからいいとこだらけで、ただ、2回接種するのに生ワクチンっていうのは8,000円なんだそうですけれども、生ワクチンよりは、やはりシングリックスって呼ばれる薬、この不活化ワクチンというのがいいというふうに評価されてまして、ただ、先ほど申しましたように、2回に分けて打つと4万2,000円かかる。医療機関によってはもうちょっと高いかもしれません。この生ワクチンのほうも含めてね、安いか高いかは分かりません。ただ標準だそうです、この資料に載ってんのは。その中でやはり4万2,000円っていうことになってくると、物価高でもう何千品目という生活物資が上がっている。そして、ガソリンだって町長御存じのように、もう加美よつば農協で入れても184円か何か今するんですよ、確か。びっくりするくらいだ。だから30リッター満タンにすると5,000円を超えるんですよ、今。びっくりしました、この前農協で入れて。別に農協が悪いんでなくて、要するにガソリンの値段がそれだけ高くなっている。そういう中で、物価高の中で、やはり4万2,000円というのは結構高額な料金、費用だと思うんですよ。だから、それを町長が言っている守りたい人がいるのであれば、その守りたい人、町民に対して助成を考えてほしいというのが今回の趣旨なんです。町長はいろいろ調べて対応したいと、今回は検討という言葉は使わないので、少し前向きに捉えたいなというふうに思っていますけれども、ただ時間をかけるものでなくて、やはりこういうものは速やかに行いながら、1人でも2人でも

こういう帯状疱疹に感染、罹患する方を少なくするためには、やはり時間が早ければ早いほどいいんだと思います。その辺については今後期待をしたいと思いますけれども、この帯状疱疹についての助成については、過去の町長の答弁を聞いてますと、全く考えてないものについては、はっきりと考えてないと明言なさってますけれども、帯状疱疹ワクチンについては、そうは今回は言わなかったので前向きだというふうに捉えてよろしいのかどうか。する、しないは別にして、そういう前向きに考えているんだというふうに受け取っていいのかどうか。できればワクチン接種をしますと言っていたら、助成しますと言っていたらもっとありがたいんですけども、その辺を聞いておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） あくまでも前向きに検討してできる範囲で、金額の多少は別として、どの程度で県内の状況を見ながら判断をしたいということで、あくまでもしないというふうに言い切るものではございません。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 前向きな町長の答弁だというふうに理解をして、これで本員の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（中山 哲君） 以上で、8番工藤昭憲議員の一般質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時54分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、12番福田 弘議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。12番福田 弘議員。

〔12番 福田 弘君 登壇〕

○12番（福田 弘君） 議長のほうから一般質問のお許しを得ましたので、ただいまから9月会議の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、8月に執行されました町長選挙におかれましてですね、早坂町長には再選されましたこと、改めて御祝いを申し上げたいと思います。先日配られました広報紙9月号にですね、町長の思いが就任の挨拶という形で述べられておりました。それを拝見させていただきました。町長におかれましてはですね、4年間この就任の挨拶で述べられたことをですね、しっかり遂行していただければと思います。その中でですね、どうしても一般質問ということになると、議員からのいろんな要望といいますか、それが多いというふうに感じられていると思いますけれども、やはり町民の皆さんがですね、

本当に必要としていることは何か、何を求めているのかをですね、的確に見極めながら町政運営に当たっていただければと思います。このことについてはですね、今言いましたけれども、この就任の御挨拶の中にですね、しっかり書きとめられております。内部資料を出してですね、いろいろ町長の思いをお聞きする議員もいますけれども、私は2,000戸に配られたこの広報紙でですね、その内容に御期待をしたいと思います。

それではですね、本定例会で、まず今回は交通弱者の交通手段の確保とですね、高校生の通学に係るこの交通費ですか、その支援について、提案を含めて質問をさせていただきたいと思います。それで、議長のほうにちょっとお願いをしておきたいと思えます。いずれもですね、交通弱者の交通手段の確保ということですので、いろんな場面で1問目、2問目、3問目、関連することがたまに出てきますので、その際はちょっとお許しをお願いをしておきたいと思えます。

それで通告1番目ですけれども、交通弱者の視点に立った新たな交通手段の創出についてということで通告をさせていただいております。

本町の高齢化率もですね、毎年県のほうで公表しておりますし、また、河北新報などでもですね、全町の高齢化率などを羅列して掲載しております。15年前、平成20年度ではですね、25.7%の高齢化率でございました。それが今年の3月末にはですね、36.8%ということで、15年間でこの高齢化率10%も上回っております。また、65歳以上の独り暮らしの方も、これも平成20年度ですけれども、100人ということで統計資料に載っております。それが令和5年の3月末では210人ということで、倍増しているという状況でございます。その傾向は本町のみならずですね、どこの自治体も同じような状況だと思います。ただ、この数値もですね、平成2年度に策定しております色麻町高齢者保健福祉計画、また、第8期の介護保険事業計画で推計した数値よりもですね、前倒しで進んでいるというような形で、本町でですね、3年前に推計した数値よりも前倒しで進んでおります。

そうした中でですね、今回、交通弱者の視点に立った新たな交通手段の創出ということで質問をさせていただいておりますけれども、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする色麻町第5次長期総合計画に、先ほどから申し上げております交通弱者の視点に立った新たな交通手段の創設について検討するということが明記されておりますので、現在どのような方針で検討されているのか、まだ検討されていないのであればですね、今後どのような形でこの計画に沿って交通弱者のですね、交通手段を確保していくのか、その辺についてお伺いをしていきたいと思えます。

それで、(1)でですね、交通弱者の現状認識ということでございます。交通弱者の視点に立った新たな交通手段の創設に向けて検討するに当たっては、町内の方々の交通弱者の現状を認識することが初めかなというふうに思えます。それで現在、交通弱者の方々をどのように町長は認識されているのか、その辺まずお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田 弘議員の質問、大綱3点あるうちの1問目が交通弱者の視点に立った新たな交通手段の創出についてということで、交通弱者の認識どうだということであるようですけれども、弱者ですので年少者、それから高齢者ということになるかと思えます。高齢者、今、質問の中には独り暮らし大分多くなったという話でありますけれども、確かに多くなりました。それでも県内では、高齢者の独り暮らしは色麻町ぐらい少ないところはないはずです。ずっとほかの地がまだまだ多いということで、本町は、独り暮らし世帯は、県内では一番低いというふうになっているはずです。

それで、交通弱者のうちの年少者については、現在スクールバスで学校関係については通学をさせていただいているという現状でございます。また、80歳以上の高齢者及び75歳以上の運転免許証自主返納者を対象に、一定の要件を満たす場合にはタクシー利用料金の一部助成を行っております。ただ、長期総合計画の場合に、いろいろアンケートの中には、やはり本町においては、公共交通機関がほとんどないねということでの指摘が大変多かったというふうに、それはそれなりに思っております。今のところは、弱者に対しては、そのようなふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長の答弁をお聞きしますと、第4次計画期間満了時における町民の方々へのアンケート調査では、この交通弱者の方々の交通手段というのは、他町と比較すればということになるのかなというふうには思いますが、やはり十分ではないというふうに町民の方々も思っておりますし、今の町長の答弁でもですね、町長もそのように認識しているのかなというふうに私も捉えましたので、それを受けて次に質問を進めさせていきたいと思えます。

そうした中でですね、第5次長期総合計画の中に新たな交通手段の創出について検討するということがありますけれども、現在その検討状況どのようになっているのか、まだ検討していない状況なのかどうかですね、その辺をお願いをしておきたいと思えます。また、その際ですね、想定している交通手段などもあろうかと思えますけれども、その辺についても併せてお伺いをしていきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

想定している新たな交通手段ということでございますが、新たな交通手段ということになりますと、住民バス、コミュニティーバスあるいはデマンドタクシーなどが挙げられますけれども、現状では実施を想定はしてはございません。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 想定される交通手段というと、やはり他町でも多く運行されております住民バス、デマンドタクシーという答弁でございますけれども、現実では今現在実施に向けた検討もなされていないというふうに捉えてよろしいわけでございますか。そういう状況だそうでございます。

それですね、それを受けてちょっと進めていきたいと思いますが、宮城県のホームページの中にですね、地域交通政策課のほうで各市町村の公共交通ネットワークというページといますか、欄があります。町長、そのページ見たことはありませんか。ないということですね。はい。町長もないということですので、担当課のほうではいろいろ見ていると思いますが、交通弱者の方々の交通手段を確保するためにですね、県内の各自治体では、やはり財政負担というのもあるかと思いますが、それらを考慮した中で、先ほど答弁されました住民バスあるいはデマンドタクシーを町独自の施策としてですね、複数講じられております。それですね、コミュニティーバス、住民バスですが、あるいはデマンド型の交通、それをですね、導入していない自治体、県内に何市町村あるか、御答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

宮城県内では、色麻町以外の全ての自治体でコミュニティーバス、住民バスあるいはデマンド型交通を導入されているものというふうに認識しております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、担当課長のほうから県内の交通弱者の方々の足の確保、どのような状況かということでお聞きしました。そうした中でですね、住民バス、デマンドタクシー、導入していない自治体は、本当に私も見てびっくりしたんですけど、ここにね、ずっと載ってるんですよ、ずっと載ってます。それで何ページだっけかな。ここにですね、色麻町載ってます。ここになしと。いや、これ見てですね、私もこの状況でいいのかなというふうにつくづく思いました。何かですね、よその自治体はデマンドタクシーあるいは住民バス、全てやってますけれども、色麻町はなしと。そのなしをですね、町長がどのように捉えるかどうか分かりませんが、一応こういう状況で県内の自治体は足の確保に、厳しい財政は分かりますけれども、取り組んでいるということですね、改めて御認識をお願いをしたいと思います。

それで、この3番目でですね、現実に向けた今後のスケジュールということで掲げておりますけれども、現在想定しているそういう交通手段はないということですので、今後に向けたスケジュール、これお聞きしてもですね、回答返ってこないと思いますので、これについては割愛させていただきますけれども、ただ、この長期総合計画、10か年間の計画を策定したわけですが、2か年でですね、もう白旗を上げてしまって、この交通弱者の交通手段の確保はもう断念するというふうに捉えていいのかなどうか、その点だけお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき交通弱者ということでの捉え方を申し上げたわけですが、今、本町で確かにそういうふうに捉えなくちゃならない人は多くいると思います。その対応ということになった場合に、まずもってどの程度の必要性、それから一番はそこなんですけれども、タクシーの助成金も出している、あるいは子供たちにはスクール

バスも出している。それ以外にさっき話に出ているような住民バスやデマンドタクシーのようなものがどの程度必要性があるのかどうかということについてはちょっと見極めないと、今後の考え方についての取組は、まだ今の段階ではできないのかなというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長の答弁の中にですね、スクールバス、そして高齢者のタクシーの利用助成などをやっている中でですね、実際どのようなニーズがあるか、それは当然ニーズに合った行政の施策といいますかね、それを講じないというのは重々分かりますけれども、ただ、町内にもですね、結構免許証を持っていない方もいらっしゃいます。家族の送迎があるからそれでいいんじゃないかという考えの方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、やはり今の現実を直視していただいてですね、今後4年間町政運営に当たっていただければなというふうに思います。

それでですね、第2問目、高齢者のタクシー利用助成事業について入らせていただきます。

それでですね、高齢者等タクシー利用助成事業、これは令和2年度から事業開始し、3年6か月になります。これまでもですね、複数の議員のほうから利用者拡大などについて一般質問で取り上げられております。その都度町長のほうからはですね、実績などを踏まえ分析、調査、検討するというふうに回答されております。これまでの事業実績、また、執行部としての事業評価などを踏まえたですね、この事業拡大について今後どのように考えているか、これについては4番議員、それから5番議員もですね、質問されておりましたけれども、改めて質問をさせていただきます。それで、3か年の事業実績はどのようになっているかどうか、また、この事業について町ではその評価、どのように行っているかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田議員の2つ目の質問、高齢者タクシー利用助成事業についてということでの質問でありますので、お答えを申し上げます。

まず、事業の実績と評価についてということですが、高齢者等タクシー利用助成事業につきましては、移動手段の確保が困難な住宅の高齢者に対し、経済的負担を軽減するとともに高齢者等の社会参加を促進し、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう、福祉の増進を図るために、令和2年度から開始をさせていただきました。

事業の実績についてであります。令和2年度が62名に交付をし、使用枚数が1,737枚、使用率とすれば63.2%、令和3年度が51名に交付をし、使用枚数が1,769枚で使用率が79.3%、令和4年度が52名に交付をし、使用枚数が1,727枚で使用率が73.4%となっております。また、今年度の利用状況であります。令和5年7月末現在で49名に交付をし、使用枚数は814枚で34.7%の使用率ということになっております。

それで、事業評価ということですが、この事業開始時は約100名の利用者を見込んでおりましたけれども、実際に利用申込みがありましたのは利用見込みの約50%程度とな

っております。その要因としては、80歳過ぎてもまだ自分で運転している方もおりますし、あるいは別に暮らしている息子さんだったり、娘さんが送迎してくれるので助成のほうは必要ないという方もおります。その他、実際に利用なされている方の声を聞きますと、通院や買物のときに利用して大変助かっておりますという御意見もいただいております。こういうところが現状でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長のほうからですね、過去3か年間と、あと、今年度の利用状況について回答がありました。

それですね、ちょっとお聞きしておきたいと思っておりますけれども、先ほどの答弁の中で交付者の数については答弁なされましたけれども、そのうち実際に利用なされた方、令和2年、令和3年、令和4年、実際にですね、利用なされた方の実人員はどの程度になっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

令和2年度で45人、令和3年度で44人、令和4年度で43人になっております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、実際の利用者をお聞きしました。令和2年度交付なされたのが、これは申請なされた方というふうに捉えてよろしいわけですね。62名が申請なされて、実際交付して45人が使ったと。令和3年度は51人から申請があつて実際使ったのは44名、令和4年度は52名から申請があつて利用なされたのが44名ということで、やはり先ほどの町長の答弁にもあつたようにですね、当初100名ほど見込んでおったんですけども、今の数字をお聞きしますと50%を切る数字、40%強の数字というのがですね、改めて分かりました。この実人員についてはですね、町政のあゆみにも掲載されておられませんので、今改めてお聞きしたわけです。

それで、助成金の額については、これは町政のあゆみを見れば、あるいは決算書を見ればですね、分かりますけれども、3か年ともにですね、80万強、90万弱の事業実績というふうになっているようでございます。こういう事業を町として高齢者の基金を取り崩してですね、一般財源に負担をかけないようにやっているというふうに記憶しておりますけれども、この事業に対して利用者あるいは家族の方からですね、やはり事業を拡大していただきたい、いや、この事業はおらは使わないからいいんだとか、いろんな声があるかと思っておりますけれども、町民の方々の声、どのように町長のほうに届いているかどうかですね、お伺いをしたいと思います。

この事業については、移動手段が限られている高齢者等ですね、社会参加などを促す事業ということで掲げております。社会参加というと、やはり公民館活動とかですね、あるいはちょっと足も弱くなつたげつとも、パークゴルフさ行ってみたくなつたからちょっと愛宕山まで行ってくるだとかですね、そういうのも社会参加というふうに考えま

す。病院とか買物だけではなくてですね、そういう高齢者の方々の思いもあろうかと思
います。町民の方々からどのような声が届いているかどうか、お伺いをしておきたいと
思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私のところに届いているというのは本当に数名で、その方は買物
などに行くときに使っているんだそうですけれども、大変ありがたく助かっているとい
う声は私のところにはございました。私以外にもどっか声はあるかもしれません。私の
ところには、本当に数名の声しか届いておりません。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町長のほうにはですね、数名の方しか声が届いていないというこ
との答弁でありました。町長のところの敷居が高いわけではないんでしょうけれども、
やはりなかなか町民というんですね、本当に限られた人しか町長のほうに声を届ける人
いないと思います。議員であればですね、議会のたび、あるいは役場で何か行事あった
とき、区長さん方であればですね、おいでになったときですね、町長のほうに何か声
がけするとかいろいろあろうかと思えますけれども、町民の方々、なかなか声が届かない
というのが私は現状だと思いますんで、やはりそういうですね、声を聞く制度といいま
すか、広聴機関といえますか、そういうのもですね、やはり町長、3期目の町政に当た
るわけですから、実際、町民の方々がどういう思いをなさっているかどうか、改めてで
すね、声を聞いていただければなというふうに思います。これについては通告外だとい
うことで議長に叱られると思いますんで、これ以上話しません。

次に、事業対象者の拡大ということで通告をさせていただいております。この事業の
拡大についてはですね、既にこれは令和2年から始まってですね、令和2年の12月会議
で4番議員が一般質問で取り上げております。また、令和4年の12月会議でですね、5
番議員が取り上げて町長から答弁をいただいております。そして今定例会でもですね、
4番議員が取り上げて答弁をいただいております。今回の4番議員の質疑の中では、身
体障害者の方、身体障害者手帳あるいは心身障害者手帳、療育手帳ですか、そういう手
帳を所持している方への拡大ということで質問なされた際、全員に利用対象にするかど
うかはちょっと分からないけれども、その等級なりなんなりを見た中で前向きに検討す
るという答弁がなされておりますので、それについては期待をしておきたいと思いま
す。

それでですね、この高齢者等タクシー利用助成事業実施要綱、これ改めて拝見させ
ていただきましたけれども、その実施要綱の名称が高齢者等タクシー利用助成事業とい
うことになっておりますけれども、実際この要綱を見ますとですね、高齢者以外にこの要
綱の対象になっている方はいらっしゃいません。高齢者等というふうにこの要綱をつ
くった、制定したと思いますので、その「等」というのはどういう方を想定してこの事業
をですね、開始したものか。あるいは今後ですね、事業を拡大すつから「等」を入れて
おくべということでこの要綱を策定したものかどうか、その辺ちょっとお伺いをして
おきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

事業の検討段階では、障害者手帳をお持ちの方や、あと、介護認定を受けている方などについて対象とすることが検討されていたということで、現状の対象者で事業は開始しておりますが、高齢者以外の対象者も想定されていたというふうに認識しております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、担当課長のほうからですね、この要綱を制定した際は、障害者手帳などを保有している方あるいは要介護認定などを受けている方も想定した中で要綱をつくったげっとも、最終的に高齢者だけになってしまったというふうに聞いているということですね、やはり当初そういう思いで制定してですね、もう3年6か月、もう4年を経過しようとしておりますんで、当初のですね、思いをやはりこの要綱の中に盛り込んでいただければなというふうに思います。

また、令和3年度から令和5年度まで、今年まで、今年度までを計画する期間とするですね、色麻町高齢者保健福祉計画、また、第8期介護保険事業計画という計画があります。その計画書の90ページにですね、やはり高齢者の交通手段の確保について記されております。それによりますと、高齢者等タクシー利用助成事業については、高齢者等の現状やニーズを勘案した事業の拡大を検討するというので、やはり長期総合計画でも拡大を検討する。そして高齢者保健福祉計画、これは65歳以上を対象とした高齢者保健福祉計画ですんで、両方の計画でですね、拡大を検討していくというふうなうたっております。タクシー利用助成事業はですね、平成2年度から実施しております。やはり高齢者保健福祉計画もですね、平成じゃない、令和2年ですね、令和2年度からの計画つくってますし、この保健福祉計画は令和2年度に策定しやってますんで、おのこのタイミングが同じタイミングなんですよね。その中で拡大を検討するというので、やはり始めてから4年になりますんで、4番議員のほうに前向きな答弁をなさっておりますんで、その辺についてはですね、やはり再度前向きに検討する、もっと4番議員に答弁した内容よりもですね、さらに踏み込んだ答弁を御期待したいと思っておりますけれども、その辺について御答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 令和2年度から開始して3年間の実績を踏まえ検討しますと、令和5年度当初予算の審議のときにお答えしておりました。拡充の範囲については、高齢者世帯に属する人で、例えば要介護認定または要支援認定を受けている方とか、または障害者手帳の区分に応じてですね、対象にするなどいろいろ考えておりますが、財源も含めてですね、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、担当課長のほうからですね、前向きにさらに検討するという答弁でした。その答弁は町長の答弁というふうに捉えてよろしいわけですね。はい。そ

れでは、今の担当課長の答弁は、町長の答弁というふうに捉えさせていただきます。

それです、今まで4番議員、5番議員については、障害者手帳などを保有している方への拡大ということで質問をされて、前向きの答弁をいただいております。それです、この高齢者等タクシー利用助成事業、75歳以上の免許証を返納した方に対しても一定の要件、例えば家族で運転する人がいなければという条件の下です、交付するという運用なされているようですけれども、75歳以上であれば運転免許証を返納した人であっても、返納しない方であってもです、やはり生活形態つつうのは同じだと思っております。やはり運転免許証を返納したから75歳以上であれば、家族がいなければ交付しますよじゃなくて、やはり75歳以上で運転免許証、何らかの事情、体に障害があったりしてです、あるいは運転免許証を取る機会がなくて所持しなかった方、そういう方も相当数いらっしゃると思います。本来であれば免許証の返納した方だけじゃなくて、75歳以上であれば免許証を所持していない、そういう方にもです、手を差し伸べていただければなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどのように考えているかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） その辺も含めて今検討をさせてもらっておりますので、回答については検討もということにさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長のほうからです、さらに一步踏み込んだ回答をいただきました。やはり75歳以上で何らかの事情です、免許証を持ってない方、相当数いらっしゃいます。私もです、宮城県警のホームページ見ますとです、市町村別の免許証の保有者状況つつうのは一目瞭然なんです。ちなみにどこの階層言うかな。はい。75歳から79歳まで5歳刻みですけれども、町内の75歳から79歳までの人口、令和4年12月現在です、352名が町内のその5歳刻みの人口でした。ただ、この352名の中にはです、老人福祉施設、愛宕山にありますけれども、そこに入所なされている方を差し引いた人数、この352名のうち入所なされている方を差し引くと343名が75から79歳だと。そのうち免許証を所持している方、これは宮城県警の資料ですけれども271名です。ですから単純に計算するとです、75歳から79歳、80歳前の方で町内で免許証を持っていない方、72名いらっしゃいます。そしてさらに80歳から84歳、この階層になるとです、128名の方が運転免許証を持っていないと。85歳から90歳までの方、180名免許証を持っていない。90歳以上の方、なかなか出歩く機会少ないかと思っておりますけれども、166名の方が免許証を持っていないという状況のようです。これは数字を見ればですね、分かるわけですが、こういう状況にあると。ですから町内の方々は、町長、先ほど言いましたけれども、家族が送迎してつから利用者いないんだべとかというお考えもあるかと思っておりますけれども、町内の移動困難者、高齢者に限ればです、そういう状況だということをです、改めて数字です、見ていただければなというふうに思うんですけれども、やはり町長のほうには本当に少数の人からしか声が届いていないとい

うことですけれども、この数字、再度ですね、町民生活課なり、あるいは県警のホームページなりでですね、捉えて検討していただければなというふうに思うんです。

そしてさらに、もう少し長くなりますけれども、前段の質問でも言いましたけれども、デマンドタクシーまたは町民バス、運行していない自治体、色麻町だけであります。ただ、高齢者等のタクシー利用券交付してっから、その辺はカバーできているんだというお考えかもしれませんが、先ほど質問の中で取り上げさせていただいた人数から比較するとですね、年間実際40名程度しか利用、高齢者ですね、このタクシー利用助成金使ってないんですよ。ですから、ほかの町で実施している町民バス、デマンドタクシー、これは障害あるなしにかかわらず、また年齢については制限設けてるところもございません。そういう状況でございますので、そういう状況を踏まえてちょっと町長のほうからこの交通弱者に対する町の現状と今後の拡大について、長期総合計画に載っている、高齢者保健福祉計画に載っている文言等と照らし合わせてどのように思うか、町長の思いで結構ですんで、御答弁をお願いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） このデマンドタクシーという考え方、それはそれであるわけですが、本町の場合に民間を圧迫する可能性はどうなのだろうかということもちょっと意識しなくちゃならないわけですね。それから今いろいろ、75歳から79歳までの免許証のない方ということで、人数、今把握されたようですけども、そういう人の中で、無論家族の中で今までどおりですね、免許証を有している人が誰もいないんだという場合は、該当させることについてはやぶさかではないだろうなというふうには思っておりますが、その辺のところをですね、単純にこの年齢を下げればということではどうかという思いもありますので、それはやっぱりちょっと検討をしてですね、内容をよく見極めながら判断の材料にさせてほしいというふうに思えます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町長のほうからですね、前向きな答弁をいただきました。やはり町民バスとかですね、デマンドタクシーということになると財政的な負担、あと、費用対効果、あと、民業圧迫、いろんなことがあると思えます。ただ、このタクシー利用助成事業についてはですね、やはりデマンドタクシーとか住民バスと比較してですね、比較検討すれば事業費も相当抑えられる事業かなというふうに考えます。また、タクシー利用助成事業であれば、民業を圧迫するということもない事業だと思いますので、その辺について先ほどの答弁のようにですね、さらに前向きにお願いをしたいと思えます。

じゃあ3問目に入ってよろしいですか。それでは3問目について通告しております、高校生通学支援事業の創設についてということで通告をさせていただいております。

町内在住高校生の多くが近隣市・町に通学しております。その通学しているお子さんの交通費が家庭の大きな経済的負担になっているという声をですね、よく聞きます。また、町内で運行されている路線バスの利用者も年々減少傾向にあるようでございます。それに伴ってですね、バス事業者は経営収支の悪化、また、不良債務の発生増加などで

ですね、経営状況も下降気味だというふうにお伺いしております。このような状況を踏まえ、子育て支援対策、また、地方路線バス維持対策としてですね、高校生通学定期券助成事業などを創設することによって保護者の経済的負担を軽減する。また、一方で路線バスの維持を図るといった効果があるのかなというふうに考えます。そういうことでですね、今回これを取り上げさせていただきました。

それで、町内在住高校生の現状ということで、色麻中学校の卒業生のほとんどがですね、高等学校のほうに進学していると思います。それで、町内出身の卒業生がどこの町に、市に所在している高等学校に進学しているかどうか、その数だけで結構ですんで、市・町別にお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田議員の大綱3点目、高校生の通学支援事業の創設ということでの質問がございましたので、答弁をしたいと思います。

町内在住の高校生の現状ということのようですね、令和2年度から令和3年度の色麻学園の卒業生の進学先、現在の高校1年生から3年生の所属する学校の所在地を市町村別に見た場合ですね、まず町内、これは加美農業高校ですね、14名、それから大崎市が83名、それから加美町へ53名、美里町5名、大和町14名、仙台市9名ということになっております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今の色麻中学校のですね、卒業生のお子さんの高等学校進学先、お聞きしました。今、町長のほうからの数字をですね、合計してみますとですね、あとそのほかにもですね、県外にも行っているようですね、それもあらかじめちょっと担当課のほうにお聞きしました。それらを含めるとですね、色麻中学校の卒業生、3学年でですね、193名の方が御卒業なさって、就職1名、未定1名、ですから実質191名の方が高等学校のほうに進学なさっているようですね、そのうちの43%の83名が大崎市内の学校に通学、また隣のですね、大和町の高等学校には14名、7%のお子さんが大和町のほうに通学なさっていると。合わせて大崎市と大和町、そこでですね、50%の97名がですね、大和町と大崎市のほうに通学しているようですね。それで、97名の高校生は主に公共交通機関を利用なさっているのかなというふうに思います。ただ、御家庭の都合でですね、御家族が朝だけ送迎するとか、帰りだけ送迎するとか、いろいろその家庭の事情によって若干の相違はあると思いますけれども、97名の高校生がですね、交通機関あるいは御家族の送迎で通学なさっていると。そのほかにもですね、加美町の中新田高等学校、あと、町内の加美農業高等学校に通学なさっている生徒さんもいらっしゃいます。保護者の方々が送迎に要する経済的負担、それは交通費も含めて、また送迎に要する時間的な負担、また、ガソリン代などのですね、経済的な負担もあろうかと思っております。そのことについてどのように町では認識しているか、調査されているものかどうかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

保護者の方々の主に経済的な負担ということになりますと、公共交通機関を利用した場合の運賃になろうかと思えます。先ほど議員おっしゃいました、最も利用者が多い例えば大崎市古川までの通学の場合、仮にこれ古川駅前、西館の場合もございますけれども、駅前まで片道680円、西館で降りた場合で630円と、それに往復通学日数を掛けた金額がかかってまいります。定期券購入をした場合は1か月で2万3,580円、3か月で6万7,200円、6か月で12万7,340円となりまして、御兄弟で通学となれば、その負担も倍増するということになります。昨今のガソリン価格高騰もあり、自家用車で送迎を行う保護者も含めまして大きな負担であり、また、その負担は増加の傾向にあるというふうにご認識してございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、担当課長のほうからですね、答弁あったようにですね、今、高校生まで授業料無償化という流れで国のほうでは動いておりますけれども、今、町内から通学なさっているお子さんの家庭の経済的負担つうのはですね、やはり自家用車で送迎なさっている方はガソリンの高騰などでの経済的負担、大きくのしかかっていると思えます。定期でですね、古川まで行ってもですね、1か月で2万3,000円、6か月で12万7,000円、1年ですと26万円近くのもので、交通費がかかっているという現状でございます。そういう状況でございますので、あと、次のほうの質問に移っていきますけれども、その経済的負担については、次のほうの質問でまた取り上げさせていただきます。

それでですね、路線バスの利用状況ですけれども、この路線バスの利用状況、今どのようになっているものかどうかですね、お伺いしておきたいと思えます。この路線バスについてはですね、古川駅から色麻町役場前ということで、地域間幹線系統バスということで、国・県、沿線自治体の補助金で運営されております。そういうことで利用者の推移と、あと、それからミヤコーバスさんの運行に係る経営状況といえますか、その辺もお伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

通学で利用される路線バス、この今現在の路線バスの利用状況についてということですが、ミヤコーバスより提供いただきました令和4年度分の乗車人数調査によりますと、年間の乗車人数は、本町の役場前から古川駅に向かう上り線で2万5,027人、古川駅から色麻町への下り線で2万6,994人、計5万2,021人となっております。月平均では、上り下り合わせて4,330人余りの方々が利用しているということがございます。この数字はですね、乗降した停留所までは特定、これはできません。あくまでも色麻線全体での利用者数ということになってございます。

それで、経営状況ということですが、本町におきまして令和3年度からミヤ

コーバスに対しまして運行補助金を支出していると、そのような状況からも、この当該路線につきましても、赤字路線ということになっているわけでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） この利用者の状況つつうのは、年々下降気味だというふうに捉えてよろしいわけですね。また、路線バスの経営も大変厳しいと。

それで、令和3年度で町のほうで5万5,000円補助金を出しておりますし、令和4年度では19万9,000円、また令和5年度、当初予算で33万1,000円予算計上されております。それで、その路線については大崎市、加美町、そして色麻というふうに補助金を出しておりますけれども、何年というかな、一番少ないときで結構ですけれども、令和3年度、大崎市、加美町、おのおのどの程度補助金を出していたものか、また、その割合についてどのようになっているかどうか、お伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

令和3年度のミヤコーバスに対する補助金でございますが、本町では5万5,000円を支出してございまして、1市2町総額で245万1,023円になってございます。ちなみに大崎市が152万5,000円、加美町が81万6,000円というふうになってございまして、それぞれ運行距離により負担割合が決まっております。大崎市が62.2%、加美町が33.3%、色麻町が4.5%というふうになってございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、令和3年の一番補助金の少ない年度でお伺いしましたけれども、一番大きい令和5年度の数字は捉えられているかどうか。もし捉えられていないのであれば、令和4年度でも結構ですけれども、やはり令和3年度ですとですね、コロナ関係でいろんな国の補助金などが入って、各町の負担が少なく抑えられたのかなというふうに思えますけれども、コロナの補助金がなければどの程度だったものかなというふうに思えますので、その辺把握していればお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

それでは、まず令和5年度、今現在予算に計上させていただいております補助金の算定根拠のほうから申し上げたいと思えます。

令和5年度ではですね、色麻町といたしましては33万円を計上させていただいております。大崎市で456万6,000円、加美町が244万5,000円というふうになってございます。合計で734万1,374円と、これが補助金額の合計でございます。

まず、このいわゆる色麻線の欠損額、先ほど総額で700万円程度というふうに申し上げましたが、大体この3年から5年まで、議員おっしゃったようにですね、3年、4年はコロナ関係で国からの特例の補助がございまして、金額が大分低く抑えられておりますが、令和5年度では、今のところ補助金の、国からの特例補助の交付といったような

情報はございませんので、このままいけばこの33万円ですね、補助金額で確定していくということになってございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 令和5年度の予算ですね、本町は33万円ちょっと、33万1,000円ですね、予算計上。大崎市が456万6,000円、加美町が244万5,000円ということで、本町は33万円なんですけれども、やはり大崎市、財政規模も大きいですんで、こういう金額、また路線のキロ数もですね、長いんで、こういう負担になるのかなというふうに思います。ただこういう状況がですね、延々と続く、そしてこの負担金が年々上がっていくと、これはやはり利用者が減るからそういうふうになるんだという結果になるのかなというふうに思いますけれども、やはりうちの町はある程度、大崎市400万円なのに色麻33万円ですんで、この倍になっても60万円、大崎市は1,000万円近く、大崎市のほうですね、もうこの路線は廃止してもらっていいと、大崎市民バスでどこまでか運行するからというような状況なんかになってしまうとですね、やはり町としてですね、大変大きなダメージになるのかなというふうに思います。先ほどから言っていますけれども、今現在、大崎市のほうに80名を超える子供さんがですね、通学なさっているという状況のようです。この路線バスがですね、万が一廃止になったときはですね、やはり大崎市に通学なさっている生徒さんの足の確保、これは通学している御家庭の保護者のほうでやってけるやというわけにはですね、なかなかいかないのかなというふうに思います。やはりこの路線バスがあって大崎市のほうに通学する、またその通学するお子さんがですね、色麻町に愛着を持って定住していただく。やはりあとこの路線バスがあって、お子さんの通学がある程度、通学の足が確保されているから色麻のほうに移住してもですね、心配ないんだという思いで移住なさる方もいらっしゃるかもしれません。やはりこの路線バスの維持つうのは、通学の足の手段の確保だけじゃなくて、将来に向けた移住・定住のですね、大きな足がかりになる路線バスかなというふうに考えます。それで、本町だけでなく加美町もしかりですね、加美町からも大崎市のほうに通学なさっているお子さん結構いらっしゃると思いますけれども、本町、加美町、大崎市、この路線バスの維持についてですね、協議会などをつくって、事業実施主体のミヤコーさんも交えていろいろ話はしていると思いますけれども、将来的にやはりこの路線は必ず維持しなぐないんだという思いで今施策に当たっているものかどうか、その辺の状況、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

この色麻線に関しましては、本町における大崎市へ向かう唯一の公共機関であると。さらにはですね、唯一の公共機関であると。ですから、この路線を維持をしていくということになりますと、当然これは1市2町で走らせている、事業者負担という形で助成をしながら運行している事業でございますので、これは維持していかなければいけない

と。1市2町の担当者会議などの場におきましてもですね、やはりまずこのバスを利用していただくと。利用していただかなければいけないということで、これは周知をしていくと。そしてまた、新たにバスを利用していただくことになるような学生さん方、生徒さん方に対する周知も徹底していこうといったようなことで、改めて担当者会議の中でも話し合われているということでございますし、当然、事業者としてのミヤコーバスさんについてもですね、利用者の利便性を図るところから、色麻線について、今は現金でお支払いが行われているということで、来年度に向けて電子マネーなどのIC化、これを導入に向けて今現在計画をしているといったような対応をしているところでございます。

- 議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時00分 休憩

午後4時06分 再開

- 議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。12番福田 弘議員。

- 12番（福田 弘君） 今、担当課長のほうからですね、古川駅前、色麻町役場前の路線、これについては本当に高校生のみならずですね、やはり大きな何といいますか、町民の足になっている路線だという認識でですね、1市2町、担当者でいろいろ話をされているという報告でございました。やはり首長さんたちもですね、やはり何かあるたびにですね、このことについては十二分に協議なさってですね、この路線バスの維持に取り組んでいただければと思います。今、陸羽東線ですね、利用者の状況、廃止路線とかなんとかということで騒がれて、大崎市ですね、新聞に載ってからいろんな動きを見せているようですけれども、万が一この色麻に来ている路線もですね、そういう状況になったんでは大変だと思いますので、よろしくお願いしたいと思いますし、また、結構東根から仙台に来るバスなんかはラッピングですね、サクランボなんか載つけて東根をPRしてますけれども、この路線バス、色麻町役場前とバスの全面にですね、掲示されているだけでも、やはり色麻は過疎化ではねえんだと、色麻つつうとこはいいとこだなと、バスも走ってるんだということですね、訴える機会にもなるのかなというふうに思います。色麻町役場前、その名前をですね、消さないようにお願いをしておきたいと思っております。

それで次、最後の質問になりますけれども、ここからが本題になってしまうんですけども、先ほど言ったミヤコーバスさんの経営状況、また、どうしてもこの路線を維持

しなくない、また高校、古川方面、また古川だけじゃなくてですね、高速バスを利用なさって仙台のほうに通学なさっているお子さんも複数いらっしゃると思います。やはりそういう方々のおうちの御家庭の経済的な負担、あるいは自家用車で送迎なさっている御家庭もあろうかと思えますけれども、そういう方々の経済的な負担の軽減策、また、路線バスの利用者を増やすというのが路線バス維持の一番大きな手だてかなというふうに思います。そういうことを鑑みてですね、やはり大崎市のほうに通うお子さんへの定期券の、幾らかでも結構だと思えるんですけども、何らかのですね、支援策として定期券の助成事業を創設する考えはないか、検討する余地もないか、いろいろ財政的なこともあるということで、最後は検討させていただくということになるのかなというふうには考えますけれども、そのことについて、町長、どのように考えているかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 何だか私の回答まで言ったような感じするんですけども、検討は、してはいいんですけども、大崎だけでいいのかどうですか、今度ね。それから、例えば黒川方面とか、富谷方面とかという子供たちも多分いると思うんですけども、いろいろ状況次第ですけども、それから自転車を利用して通学している方も多分あると思うんですね。そういうようなことを、いろんな何ていうかね、通学の仕方があると思うんですが、そういうことも含めながらやっぱりちょっとこれは検討しないと、一概にこうというふうなわけにいかないような気がしますので、よく判断のための検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長のほうからですね、質問しようと思っていたことを答弁されてしまったので、まだちょっと戸惑ってるんですけども、やはり大崎だけじゃなくて、仙台にも行ってるお子さんいらっしゃいますし、大和町の高等学校に行っているお子さんもいらっしゃいます。自転車でですね、加美農さん、または中新田高等学校に通学なさっているお子さんもいらっしゃいます。やはり片っ方さ助成して、片っ方はいいんだということじゃなくて、幅広く拾い上げるような施策を講じている自治体もいらっしゃいます。やはり定期券の何分の1の助成とか、1万円を超えた分を助成するとか、1万円を超えた分の2分の1とかですね、そういう形でやはり町の財政状況などを勘案した中でやっている自治体もあります。また、一部ではですね、やはり今町長おっしゃったように、自家用車で家族の方が送迎しているお子さんもいらっしゃいますし、自転車で通学なさっているお子さんもいらっしゃいます。そういうお子さんに対しては、定額で大体中新田だければ何キロでどれぐらいとかですね、大体試算できたやつ2分の1とか3分の1とか、定額の金額で燃料代的なものをですね、助成している自治体もいらっしゃいます。また、加美農さんであればですね、例えば私もこの間びっくりしたんですけども、富谷のほうの何だ、大沢のほうの、企業名言いますけど、イオンのほうに行ってみびっくりしたんですけども、富山高校、あそこ坂道なんですよ。大変上り

下りがあって、アップダウンがあって自転車踏むのも大変だという地形なんですけれども、自転車で通学しているお子さん相当数いらっしゃるんですね。すいすいすいと自転車で、2人乗りでこいでいくんですよ。いや、母ちゃん何で、今の若い人たち随分元気いいもんだなど、力あるもんだなどと思って見ました。そしたらですね、電動アシスト自転車だったんですよ。うん、電動自転車。それですね、もう後ろに女の子を乗せて、高校生の男子生徒がばんばんあの坂道を登っていくと。例えば加美農のね、生徒さんであれば、やはり交通手段ありません。あと、1番議員も別な面で御質問するようすであまり踏み込みませんが、やはり加美農さん、あるいは中高さんで、自転車で通学するんだというのであれば、例えば電動自転車の購入費の3分の1とか2分の1、もう1回きりだと。だって多分、電動アシスト自転車、17万円ぐらいなんです。3分の1であれば5万円ぐらいの助成金、それで、3年間で5万円であんた頑張ってくると、頑張ると同じような意味ですね、やってみるというのも、やっぱり今岸田総理がですね、異次元の子育て支援というふうにやっています。色麻もですね、それぐらいの異次元の子育て支援、やっぱり医療費の助成、これ県内全域でやっていますんで、新聞どこも取り上げません。やはり新聞で取り上げられるのは、こういうどこでもやらない子育て支援に真っ先に取り組む、そして、色麻のイメージを上げるという手段を取れば、クラウドファンディングですね、色麻に納税をするという方もですね、出てくるのかなというふうに思います。やはりそうやって色麻から卒業するお子さんが安心して遠方に通学できる環境を整えるというのもですね、一つの手段かなというふうに思います。

ちなみにこれは女川町なんですけれども、女川町は自宅から通学しているお子さんの定期代、助成しています。また、スクールバスで通学しているお子さんについては、スクールバスの運賃の助成もやっています。また、さらに驚いたのはですね、女川町から出たお子さんが、例えば石巻とかどっか遠隔地の学校だと思えるんですけれども、そこに通学するために下宿すると。下宿するお子さんの下宿代、それも助成しています。ただ、それは家賃だけということで食費除いた分なんですけれども。そういう形ですね、令和5年度の予算見ますと700万円ほど予算計上、あちらはね、町長から言えば交付税の不交付団体だということで返ってくると思いますけれども、やはり何らかのですね、こういう色麻の子育て支援事業に対する意気込みを、これから巣立っていく、県外に羽ばたいていくお子さんもいるかもしれませんけれども、このような定額の助成でもいいですし、電動アシスト自転車の購入助成でもいいです。これは定期代プラスこれですんで、メインは定期代ですから、そういう形ですね、取り組む考え、もう一度ですね、最後にお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 参考にはさせていただきますが、聞いておりますと、今は子供たち少ないということもありますのですが、かつて何十年も前の話してもしようがないんですけれども、前は全部自転車で中新田まで行って、全部大体ほとんど汽車を利用し

て、電車を利用して古川に通った、そういうようなことでしたけれども、やっぱりさすがに今は陸羽東線も乗る人がいない、と思えばバスの利用も相当高い、こんなようなことでのいろんな負担の関係でのお話がありましたけれども、まずは参考にさせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町長のほうにおいてはですね、やはりいろんな高校生の通学に対する支援、様々な自治体で今取り組んでいるようです。電動アシスト自転車は別にしてもですね、やはりそういう高校生の通学の利便性、今、町長言ったように私もですね、自転車こいで岩出山高等学校まで通わせていただきました。岩出山まで行ったんじゃないですよ、西古川までとかですね、行きましたけど、そっからあとまた陸東を使って、岩出山の駅から降りて、城山公園までもう20分近く歩いてですね、通学しました。ただ、今の中学生、小学生、皆スクールバスなんです。自転車もこげないとかね、足腰が弱くなってきている、体力も落ちてきているという状況ですんで、電動アシスト自転車も含めてですね、御検討していただきたいということを願って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上で、12番福田 弘議員の一般質問が終わりました。

次に、3番相原和洋議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。3番相原和洋議員。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、早速なので始めたいと思います。

通告は1か件、3期目の町長の町政運営の考え方についてということで通告させてもらっております。

今回、町長におかれましては、2期連続の無投票、3選を決め、3期目を迎えるという形になっております。2期8年やってきた実績を基に主権町民に対して今まで以上の厳しい町政運営を図られるように努めていただくことをお願いを申し上げておきたいなと思っております。

そこで町長がこの3期目、町政運営をどのように推し進めていくのか。また、町長が何か身の丈に合った町政運営を図られるという発言もございます。2期8年の町政運営の成果、効果を町長どのように見られ、その中の課題が残っていると思われ。そういうことも加味した上での質問をしていきたいかなと。また、町長とは昨日5番、11番、本日4番議員とかぶる部分はございます。なるべくそこは重複しないように、町長と論点整理なるものをしてしながら誰でも分かるような質問をしていきますので、誰でも分かるような答弁をいただきたいと。首かしげられても困るのでね、お願いしたいと思われ。ます。

まず初めに、町長の2期目の公約、マニフェストなるものを町長はどのように分析をし、また検証なされたのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原議員の質問に答えたいと思います。

2期目のマニフェストについてはどのように分析し、検証したのかということでありますけれども、これはたしか山田議員からも同じような内容の質問をいただきました。そのときに回答したものとほとんど同じでありますけれども、内容的には同じものということになります。差し上げたものでお読みしますので。

まず、2期8年にわたる町政運営について、決算資料等を用いながら検証をいたしたところであります。1期目から継続をして結婚支援の拡充や、あるいは給食費の助成といったソフト面を整備してきました。シルバー人材センターの設置も順調に進めてきたつもりであります。それから工業団地の第1工区、第2工区を整備終わりました。第1工区は全農のラドファが進出させていただきました。それから、認定こども園については民間の活用ということで、現在民間のほうで進出をいただいて、「わくわくゆめの樹こども園」といったことで今整備を進めておるところであります。また、旧大村分校跡地の整備については、現在進行形という事業ではありますけれども、計画どおり今進めておるところでございます。

一方で、なかなかこれはできなかったなと思っているのは、これも既に申し上げたとおりで、特産品の開発ということについては、なかなか思うに任せなかったと。あるいは畜産関係はいろいろお話いただいておったんですけれども、ヘルパー制度ということについても、なかなか実現できなかったなというふうに考えておるところであります。

また、インフラ整備関係については、予算のできる範囲の中でやってきたなというふうには思っておるところであります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま町長から2期目の公約なるものの検証、分析をしたことについての答弁をいただきました。

2期目のときに町長、覚えているかどうかなんですけども、断固前へということで、内部資料を多分出されております。2期目の戦略ということで、いろいろマニフェストの柱、あと、産業振興対策、生きがい福祉対策、環境対策等々の部分があったと思われま。その件について多分今回、今答弁いただいたと。

まず初めに、これを聞く前にですけれども、去る8月3日付で町長が当選したという記事が河北新報及び大崎タイムスの記事が載っておりました。この件について、まず初めに、町長、記事の内容はおおむね間違いなくそのようなことでよろしいのか、町長の発言等も含めて載ってるものですか、まずそれをお尋ねしておきたいなと思うんですが、いかがですか。覚えていない。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 全部把握していないかもしれませんが、ほぼ間違いなかったというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 別に町長に意地悪してるわけじゃないですからね。あくまでも私がこの記事を見て今回、質問を出すことになった経緯がここにあるものですから、それでお尋ねしたということです。

公約があったということで、公約はいろんなもの、この後の質問にはなるんですけども、どうだったのかなど。その前に、2期目の公約時に町長は、私は質問してるんですけども、内部資料を出したんだけど、私は見てないと。内部資料ですから後援会関係には配ったけど、全戸の皆さんにどのように町長の思いを伝えるんですかと質問した際に、町長は後援会の幹部の方と相談をして毎戸にね、その資料を配るのか、皆さんに分かるように自分の考えを示せるものをお出しするといった答弁があったんですよ。あれから4年、私はまだ見てないんですけど、私以外の方に出してんだったらいいんですけど、それに対してどのような対処をしたのか、ちょっとお尋ねしておこうかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今回はできるだけ出したんですけど、前は、2期目は1部しか出せなかったということになります。実はですね、選挙公報っていうのは、選挙になれば議員の皆さんも公報ということは、町のほうで全部毎戸に配布するんですけども、準備はしておったんですよ、私もこの選挙公報に上げるそのものを。ところが、たまたま無投票ということになったものでしたので、それが皆さんの前に出せなかったと、結果的にはそうなってしまいました。私としては出せるものだと思って、実はつくって準備はしておったんです。しばらく町長室のほうにはそれを貼っておったんですけども、そんなようないきさつでございました。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長ね、それ4年前の質問でそう答えたんですよ。それに対して、その持っているものをじゃあどのようにして自分の2期目の戦略、町政運営を図るのを伝えるんですかって聞いたときに、後援会の幹部と話をして何らかの形で分かるようにしますっていう答弁をしたんですよ。覚えてません。議事録残ってますからね。何でしたらお出ししますよ。それを聞いてるんですよ。過去の話、今行ったり来たりしてもしようがないんですけど、しっかりと町長の思いを伝えてくださいよ。じゃないと町民の方は町長が何をしたいのか。このどっちかな、これ。河北新報にね、とある町議がね、町長が3期目に何をしたいのか、その根拠は、財源はどうするのか、具体的な説明は聞こえてこないって文言があったんですよ。私じゃないですかね、私じゃないんですよ。ほかの町議の方が言われている記事が載っておりました。そう言われぬように、町長、やっぱり説明責任は果たすべきですよ。そういうことを含めて聞いてるんです。

そこでね、2期目の戦略について町長は先ほどの答弁、自分のマニフェストについてはこうやってきましたよと。1つ、結婚支援の拡充、2つ、給食費の助成、あとシルバー人材センターの設置、工業団地の1工区及び2工区の整備、認定こども園等々、あと

旧大村分校跡地の整備等は、実際今ね、進めているもの、完結したもの、いろいろございます。そこでね、町長にね、お尋ねをここでしていきたい。給食費の助成については、15%今継続してやってるからそれは分かります。

ただ、それ以外の部分として1つ、まず結婚支援関係について。平成28年からこれ始めている事業です。実際この件についてまず1つ。一体どれだけのここに予算を投下して、結果どうなったのか、成果、効果。町長にこれね、いつも聞くんです。成果、効果はどうだったんですかって。町長は達成できた事業だよとよく言うんですよ。設置することは達成かもしれないけど、事業は継続なんですよ。継続ある限りはそこにやっぱり分析と検証を常にしていって、セグメント、これをしながらどうすべきか、ブラッシュアップ、リスペクトをかけていく。そういうことをしないと事業として成り立たないんじゃないかということを常に言ってるんですよ。その点についてどうなのか。28年から計算してみると約1,000万円のお金を使ってんですよ。結婚支援専門員をつけてから今支援員、またこれから新たな形になるみたいですけども、その中で成婚に至ったのは2組という話までは聞いてます。この1,000万円以上の金が高いか安いかわ、それを言うとおかしい話ですけどね。町長として、それを一つの成果として認められるものとしていいかどうか、まずお尋ねをしたい。

2点目、町長の肝煎りで始めた教育関係についての海外派遣の中学生の事業、これについても同じです。平成27年から始まってんのかな、これ8年と。令和2年からコロナで中止になってきてる。これだってやっぱり2,000万円以上の金を使ってんですよ。今年度は中止で予算をつけてない。今後この事業もどうするのか。町長、その辺りをどのように分析したのか私は分かりかねます。そういったところをちょっとお尋ねをしておきたいなと思います。まず、この2点。

あと、もう1点。環境対策、ちょっと気になったのここなんですけどもね、防火用水路及び生活道路のインフラ整備、先ほどインフラ話言われてましたから、インフラについてこの防火用水、土側溝のところがございます。これに対して町内にはどれだけの防火用水の土側溝があって、それに対してどういった手当てをしているのか。そういった話聞いておりません。まず、この3点をお尋ねしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず結婚支援ということのお尋ねでありますけれども、確かにその結果として、今言ったように、2組か、3組しかなかったと思いますけれども、そういう、思うようになかなかいかないということはそのとおりだと思います。ただ、本町でやっぱりこの課題をどういう形であろうと捉えて何とかしてやらなくちゃならないという思いは持っているんです。途中、たしか議会の皆さんからの委員会の報告の中にもありましたけれども、その報告を受けて、専門員支援じゃなくて、何人かの相談員のようなものを置いて、広く情報収集したらいかがかということで、現在そういう形で切り替えております。これはいろいろ反省もしなくちゃなりませんけれども、これからさらに

今回は県のほうの婚活支援関係、いわゆるAIのマッチング、それから青年会館でやっているこの関係での事業、それにも何とか加わらせてやりたいというふうな思いで、これを前に進めたいというふうに思っております。ただ、あくまでも強制するわけにいかなくてですね、本人が希望してもらわないと困るんですね。それから県でやっても、あるいは青年会館はどうか分かりませんが、年齢の制限がありますので、その辺のところのハードルもあるということで、希望していただく人には町のほうで助成をしてあげたいなというふうには思っております。ただ、本当の意味での成果ということになりますと、確かに数少ない、結婚者が少なかったんで、確かにそれは思うようにいかなかったというふうな反省はしなくちゃなりません。

それから、海外派遣ということでもありますけれども、これもコロナになってから中止をし、今年度もその影響でまだ見合わせているということになっておりますので、来年度からする、しないについても、これから検討をしなくちゃならないということで、基本的には、このコロナの心配がなければ、また進めたいという気持ちはありますけれども、この点についても一度立ち止まって審議して判断をしてみたいというふうに思っております。

それから防火用水関係、土側溝随分あるよと、うちの地域なんかも特に土側溝たくさんあるんですけれども、必ずしも町のほうでそれを手がけなくちゃならないものか、土地改良事業ということの中で捉えてもらえるものなのか、その辺も見定めなくちゃなりませんので、必ずしも土側溝だからどうのこうのというだけではないだろうというふうに思っております。あくまでも防火用水関係で、また地区の中では、地域の中では、なかなか整備しづらいところもあるんですよ。要するに、例えば屋敷の中をくぐっていったりね、あるいはいろんな条件的にね、整備しづらいところも現にはあるんです。ですから、そういうところは当然残ってしまっているわけですが、いろいろこれについても、全部終わったというんじゃないで、町のできる範囲の中で防火用水路として使うものについては、何とか考えていかななくちゃならないだろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の今の答弁聞くと、結婚支援については反省はしていると。そうですね、町長。この件、成果、効果どのように出すんですかと言ったところ、過去の答弁に覚えてますか、結果はおのずとついてくると私に言ったんですよ、ついてくる。その結果、今こういう状態です。いいか悪いか、私分かんないですよ。町長が言ったことを基にすると今こういう状況。ただ、町長としては反省はしている。反省しているということは課題が何かあったんだろうと。その課題解決のために先ほど言ったAIのマッチングアプリとか、宮城の青少年関係のネットワークを使うとか、そういったことに今度切り替えていきますよと、そういう対策をします。

中学校の海外派遣については4年間今動いてませんので、ある意味白紙の状態なんだ

ろうと思われます。その間、予算の中にはね、これについて海外の部分、推進員関係の予算等が四、五万円たしかあったような気がしました。そういった部分を含め今後どうするのか、早急にそこはやっぱりね、考えていただきたい。ただ、今グローバルのこの時代の中で、やっぱりこの点はもう少し前向きに考えていただきたいかないというの切に要望したいなど、私としてはね。これからの将来を担う人として、先ほど12番議員が言っていました、異次元の子育て支援の一つだと私は思っておりますので、そこも考えていただきたいと思ひます。

あと、土側溝について、防火用水、やっぱりこれはね、町民の安心・安全、生命を守るトップの方の発言としては、やっぱりもうちょっと力強い発言をいただきたい。状況はいろいろあります。できない状況は分かりますよ。過去から今に至ってね、地形が変わったね、統計が変わった、いろいろあります。ただ、そこをやっぱり何とかできんのは、行政のトップの町長だけなんです。町長の判断一つでどうにでもそこはできるのではないかと私は思っています。要は町長のやる気、安心・安全を担保してあげるといふ思いがあれば、将来的にこれは考えられるのではないかなと思ひるので、その点はちょっと前向きに考えていただきたいと思ひんですが、再度その点について答弁いただきたいと思ひんですが、どうですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この防火用水は大変大事なところでありますのでね、そのとおりなんです。そのとおりなんですけれども、私も全部把握しているわけではないんですけれども、今までの中で要請を受けた場所あるいはそういうことでの相談を受けた場所の中でも、なかなか難しいところもやっぱりありました。そういうところを絶対できないっちゃうわけではないと思ひますけれども、相当この地形的にですね、何とかこれを地形的に直したりなんかして、水路を付け替えたりなんかすれば別ですけれども、現状のままというのちょっと難しいなというふうに思ったところもございました。いずれそういうことを言ったって、今言ったように防火用水として、であれば何でもいいのかって言われても困りますので、いろいろこれからの課題としてはよく考えておきたいというふうに思ひます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の言うとおりの、防火用水については、現状を含め、その地域の方の声を拾っていただきながら一番いい形を考えていただきたいということを切望しておきます。

また、工業団地、これについては1工区、ラドファさんに販売ができてひとつほっとしております。ただし、今2工区目造成して、これからの販売になると。これからやっていって、当初私どもに提示した販売予定表が変わってきているわけですよ。要は、当初販売する年が前倒しになってきてますと。そういうのはいいことなんです。ただ、2工区目、1工区売れてから約4年間で販売をする計画になっています。目標だよ、これ町長がね。令和8年、今、令和5年です。この3年間、約3年間っていったほうがい

いのかな、4年とはいっても。この間、町長、常にトップリーダーとして販売は進めていくと、私どもに声を大にして言ってるんですよ、大にしてね。それを今回、令和2年からコロナだからって出れなかったという言い訳は多分町長はしないでしょうから、聞きません。これからの令和8年までの目標、売却に向かってどのようなトップセールスをするのか。非常に厳しいと思いますよ。なぜならば、町長は私どもの1期目に対して、私1期目のときにね、町長は町の財産の処分として、ちょうどあの真向かいの土地を民間に売却した経緯がございます。はつらつという会社さん、覚えてますよね。あのとき町長は私どもに、今売らないとこの会社いなくなっちゃうんで何とか皆さんの御賛同をいただきたいと。仕方ないねってみんな多分まとめて可決した案件があるんですよ。それが今約8年たつんですよ。現状どうなんです、町長。事業ってそう簡単に販売できるもんじゃないですよ。今ね、企業だって大変なんです。資材、鋼材、高騰して、原油が上がって、果てはありとあらゆるものが今便乗値上げに近いものになってます。そういった中で誘致をする。やっぱりね、町単独は限界ありますよ。その点をやっぱり含みながら県・国、町長がよく言う知人、こういったところをフルに活用して、本気になって町長が汗を流しながらトップセールスをしないと、販売できないんじゃないですか。そういう意気込みがどうなのか。なかなかね、言うはやすし行うは難しくて町長は言うんでしょうけども、ただ町長は自分の気持ちでこれをしないとね、町民のためにならないと思って自分の施策としてね、立ち上げたわけですから、私どもはそれを信用して可決してここにいますよ。約8億円近い金を使ってんですよ、あそこに、3工区まで行くと。まだ今そこまで使ってませんけどね。そういうことを踏まえると、今後どういうトップセールスの仕方をしていくのか。今までどおりの形ではないと思うんですよ。その点どのように今町長は、2期目の反省も踏まえてどう考えてるのか、考えがあればお示してください。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、はつらつの用地関係でありますけれども、これは既に町のほうからは、はつらつのほうへ売却進んでおりますね。ただですね、やっぱり私は皆さんにね、適当なことを言ったわけではないんですよ、これはね。はつらつのほうからの要請なんですよ、これは。それで、自社工場を造りたいので、用地を準備してほしいという相談を受けたわけですよ。それで、町としてここではどうですか、あそこではどうですかということいろいろ見てもらった最後に、じゃあここならばなということがあの場所なんですよ。いわゆる町としてはね、別に町で買ってどっかに売っぺやということで買ったんでなくて、今言ったように、要請を受けてたまたまあの場所に準備をしてあげたと。もちろん買ってもらってるわけですから、町のものではございませんからね。ただ、はつらつのほうでは、そのときに、その年にはそういう状況だったかもしれませんが、やっぱり会社ですので、計画どおりなかなか進められなかったということもあるかもしれません。それは分かりません。その関係でここまでの間、あのおりの状態になってきているということです。時々町長室のほうにも、このはつらつの関係の方で顔を

出していただいておりますけれども、やっぱり会社の関係ですのでね、私からいつまで何してんのやっっては言ってはみたものの、現状のとおりということで、大変これも言うならば、私からすれば議員の皆さんには、なかなか予定どおり進められなかったということについてのおわびはしなくちゃならないのかもしれないかもしれません。

それから工業団地の第2工区、これはもちろんトップセールスということで今までもやってきましたし、これからもやります。もちろん県のほうにも常にこのことについて相談を申し上げておりますし、いろいろ今も、まだ実現はしておりませんが、問合せは来ております。いずれ、今の時点で約束できるものではありませんけれども、何とかそこにも誘致をしたいと、張りつけないといけないという思いで、さらに気持ちを入れて、これからもトップセールスをしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の今の答弁、力強いというか、しっかりとね、自分の信念を持ってそこは努めていただきたい。今、2工区についてはホンダさんが借上げでね、借りてるって話もあります。そういった部分も含め、情報はありとあらゆるところから取ってくださいよ。猫の手借りてもいいですから。

ここの部分そんなにかかってもしょうがないんで、2件目入りたいと思います。

町長が3期目におけるマニフェスト、公約というのはございますかということで、もしあれば何なのか、その考えをどのようにしているのかをお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この点も、昨日も質問された内容ですけれども、3期目に目指すものということで9件、9つの課題を挙げました。やはりこれはイコール公約のようなものですけれども、公約ということになれば、本来であれば具体的に、このことについてはこうしますというところまではもしかして踏み込まなくちゃならないものかもしれません、あるいはですね。私の場合は、そこまで今回は踏み込んだ点はあまり出さなくてですね、もちろん目指すということは解決するために目指すんですけれども、そういうことで9項目挙げさせていただきました。具体的なことについて必要なことも当然あります。例えば産業開発公社の経営立て直しっていったって、どういうふうにして直しするんだと、こうなりますので、そういう踏み込んだところまでの公約的なものは挙げませんでしたけれども、いずれこういうふうにして、この件について実現に向けて目指したいという思いでございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、会議時間は午後5時までとなっておりますので、残りの一般質問は月曜日をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「構いません」の声あり）

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。それでは、3番相原和洋議員の残りの一般質問は月曜日をお願いいたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。議事の都合により、9月9日及び9月10日の2日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、9月9日及び9月10日の2日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて延会します。

大変御苦労さまでした。

午後4時50分 延会
